

地域防災力の 充実強化と消防団

新時代に
対応した消防団運営

2020



公益財団法人

日本消防協会

はしがき

今年は東日本大震災から10年を迎えました。あの時は、消防関係者の皆さんにとって決して忘れることができません。マグニチュード9.0の地震発生、ひきつづく大津波の襲来で2万5千人の方々がお亡くなりになり、消防団員198人、消防職員26人、協力者6人の方々が殉職されました。災害規模は大きくとも、できる限り被害を軽減しなければならないという考え方を基礎にしながら、これを契機として「消防団を中心とする地域防災力の充実強化に関する法律」を制定させて頂き、今も地域総参加、総活躍の地域防災体制強化を進めています。そうしますと、防災の原点である地域の中核として、消防団の役割がますます大きくなっています。消防団の皆さんには、こうした消防使命達成のため、日夜、ご尽力頂いています。深く敬意を表し、心から感謝いたします。

そのようななか、近年、各地でこれまでの経験を大きく上まわるいろいろな災害が相次いでおります。そして、地域社会の様相も変化しているなか、新型コロナウイルス感染症の問題が加わり、現場での活動には一段とご苦心ご苦労が多いと思います。

しかし、消防はその使命達成に力を尽くさなければなりません。日本消防協会におきましても微力ですが、一般の方々の防災・減災へのご关心を高めることなどに努めております。そして、今建設を進めている新しい日本消防会館は、日本消防の総合的な中核拠点として、日本消防の一層の発展、防災・減災の推進に貢献できるものにしなければならないと考えております。

本書は、そのようなことを背景として意識しながら全国各地の消防団の活動事例をとりまとめたものであります。勿論、消防団は、団員の確保、装備の改善など多くの課題に直面していますが、関係者が力を合わせて、何とかこれらの課題を克服するよう努力しなければなりません。消防団活動の現場ではいろいろな課題があると思いますが、本書を参考として活用して頂きますよう期待いたします。

結びに、本書の作成にあたり、貴重なご意見をいただきました消防庁国民保護・防災部地域防災室をはじめ、ご協力いただきました各都道府県消防協会、各消防団及び消防団事務担当者の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

公益財団法人 日本消防協会
会長 秋本敏文

2020 地域防災力の充実強化と消防団

～新時代に対応した消防団運営～

目 次

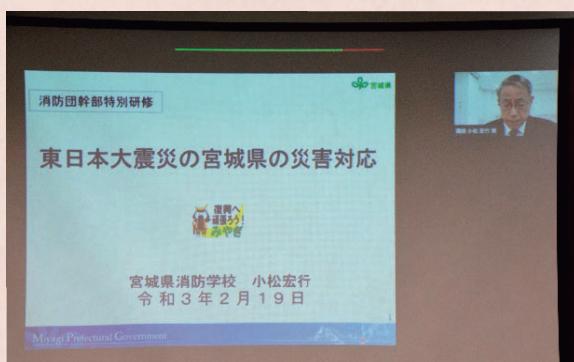
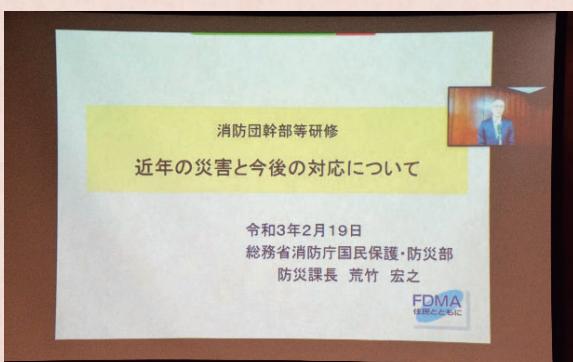
はしがき	1
目 次	2
令和2年度中の日本消防協会等事業	4
★«日本消防協会からのお知らせ»	
消防団活動事例ページのご案内	8
全国消防団P R ページへの登録方法	9
第Ⅰ章【消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律】	
1 この法律がめざすもの	1 2
2 基本的な考え方	1 3
3 消防団の充実強化	1 6
4 地域防災体制の強化	2 1
5 消防団を中心とした地域防災力充実強化大会	2 4
第Ⅱ章【消防団の現状と充実強化方策】	
I 消防団の現状	
1 消防団の活動状況	2 8
2 消防団が抱える課題	2 9
II 消防団の機能と役割	
1 多様な環境下にある消防団の機能と役割	3 1
2 「消防力の整備指針」における消防団の業務及び人員の総数	3 3
III 消防団の活性化対策	
1 消防団組織・制度の多様化方策	3 4
2 消防団と事業所との連携体制の強化	3 4
3 総務省消防庁の取組	3 7
第Ⅲ章【消防団活動事例】	
I 訓練・災害活動	4 3
宮城県 七ヶ浜町消防団	消防団救助資機材運用訓練
宮城県 大郷町消防団	吉田川堤防決壊後の救出・救護対応について (令和元年東日本台風)
福島県 須賀市消防団	須賀市「消防団参集アソリ」活用について
埼玉県 富士見市・ふじみ野市・三芳町消防団	風水害発生時における消防団の消防活動訓練
群馬県 桐生市消防団	林野火災に対応した長距離中継送水訓練
石川県 穴水町消防団	消防力の充実・強化訓練
滋賀県 守山市消防団	ブラインド型非常召集訓練
山口県 周南市消防団	周南市・市民総合防災訓練2019 ～逃げ遅れ「ゼロ」を目指して～
愛媛県 新居浜市消防団	新居浜海上保安署・新居浜市消防本部 消防業務協定締結に伴う合同訓練
鹿児島県 龍郷町消防団	龍郷町消防団ファーストレスポンダー隊
II 防災教育	6 0
宮城県 仙台市宮城消防団	地域の小学校と連携して楽しく防災を学ぼう
福島県 いわき市消防団	育てよう！未来のヒーロー（体験型 消防訓練）
京都府 京都市内各消防団	頑張れ！「京都市ジュニア消防団」
大分県 別府市消防団	山の手っ子消防訓練体験隊

III 地域住民等への広報・P R活動	65
宮城県 仙台市太白消防団	七タプロジェクト2020 with 婦人防火クラブ
福島県 福島市消防団	機能別団員広報活動（支援団員、学生団員の活動事例） ～無理なくできる地域貢献～
群馬県 前橋市消防団	市内4大学の学園祭で前橋市消防団をP R
千葉県 東金市消防団	東金市消防団 学生消防団員による防火パトロールの実施について
富山県 舟橋村消防団	日本一小さい自治体の消防団
兵庫県 三田市消防団	緊急事態宣言発令中の献血活動実施について
岡山県 濑戸内市消防団	瀬戸内市消防団 P R動画作成
広島県 三原市消防団	女性から見える消防団のイメージ
大分県 佐伯市消防団	女性団員による消防団P R活動
IV 消防団員確保対策	75
東京都 成城消防団	行動力にあふれた消防団員募集で充足率100%達成
群馬県 太田市消防団	太田市消防団 機能別消防団員の導入
栃木県 公益財団法人 栃木県消防協会	とちぎ学生防災サークル支援事業について
広島県 福山市消防団	消防団ふれあい祭り
福岡県 大牟田市消防団	消防団員募集のラッピングバスを運行！
V 組織・装備の強化	82
北海道 西胆振行政事務組合 伊達消防団	救助対応多機能型積載車の導入
福島県 南相馬市消防団	福島県南相馬市消防団 消防ポンプ自動車・ 水槽付消防団ポンプ自動車 更新配備
三重県 度会町消防団	度会町消防団 機能別分団を配備
滋賀県 草津市消防団	装備品の充実強化 着実に！
和歌山县 橋本市消防団	全消防団器具庫にチェーンソーを配備！
徳島県 美馬市消防団	救助能力向上に向けた資機材整備と訓練
佐賀県 多久市消防団	ドローン隊による新しい消防団活動
VI 消防団員に対する教育訓練	90
岩手県 遠野市消防団	消防団機関運用・通信機器取り扱い訓練
山形県 朝日町消防団	朝日町消防団第65期初任科訓練
神奈川県 海老名市消防団	消防署・消防団合同訓練～大規模風水害に備えて～
愛知県 新城市消防団	基本火災想定訓練の実施
静岡県 燃津市消防団	火点攻撃～ガンタイプノズル・40mmホース 全分団配備～
島根県 松江市消防団	YouTubeを活用した新入団員へのe-ラーニング教育
VII 消防団協力事業所・サポーター事業	99
茨城県 土浦市消防団	土浦市消防団応援の店事業について
静岡県 公益財団法人 静岡県消防協会	消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例について
岐阜県 岐阜県	消防団協力事業所等支援のための事業税減税
VIII 女性消防団員の活動	102
北海道 北見地区消防組合 訓子府消防団	女性消防団員による消防団員確保の取組
新潟県 村上市消防団	防災紙芝居を活用した防災啓発活動
埼玉県 越谷市消防団	越谷市消防団「さくら分団」による避難所運営補助研修を実施
群馬県 藤岡市消防団	女性消防団員の活動について
山梨県 北杜市消防団	女性消防隊によるP R活動
岐阜県 瑞穂市消防団	仲間と救命技術を磨き、競技会初優勝！
京都府 舞鶴市朝来消防団	舞鶴市朝来消防団女性消防団員による「広報紙」 ～地域のためにできること～
大阪府 公益財団法人 大阪府消防協会	コロナ禍での大阪府女性消防団員研修会の実施
大分県 日出町消防団	消防団女性部による普通救命講習の実技指導
宮崎県 日南市消防団	女性部による高齢者宅防火診断及び住宅用火災警報器調査
IV その他の活動事例	115
第IV章【新時代に対応した消防団運営のあり方に関する講座（出前講座）】	
2020年度実施状況	120

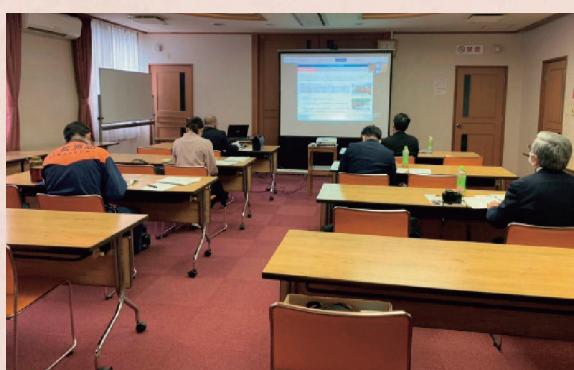
令和2年度中の日本消防協会等事業

1 消防団幹部特別研修及び消防団幹部候補中央特別研修（男性・女性）

<映像配信>（令和3年2月19日 ヤクルト本社ビル内大会議室ほか）



各都道府県消防協会（研修会場の様子）



2 消防団防災学習・災害活動車両

日本消防協会では、消防団を中心とした地域の総合的な防災力の充実強化を図ることを目的に、「消防団防災学習・災害活動車両」を開発し日本宝くじ協会のご支援を得て、平成26年度から全国の消防団に交付しています。

この車両は、防災訓練等への取組みを支援するため、平時は地域住民、子供たち、事業所等の防災学習や防災指導用として活用し、災害時には緊急車両として消火・救助資機材等の搬送や現場活動に活用できるものです。令和2年度は全国の消防団に10台を交付しています。

車両は、ワンボックス型ハイルーフ、4輪駆動、オートマチックトランクミッションを基本とし、室内空間も十分に広く、普通免許で運転が可能です。後部デッキに、防災学習用資機材及び災害活動用資機材を収納し、用途に応じて積み替えることが可能です。資機材の積み降ろしを容易にするため、車両後部に電動パワーリフト（300kg）を搭載しています。



この事業は、日本宝くじ協会のご支援を得て実施しています。

防災学習用資機材

この資機材には、消火訓練機器として天ぷら油実験装置、煙体験ハウスなどの火災対応訓練用資機材のほか、AEDトレーナーセット、三角巾などの応急手当訓練用資機材などがあります。また、ノートパソコンからプロジェクターとスクリーンにより屋内、屋外での指導及び学習等が可能となっています。



天ぷら油実験装置



煙体験ハウス



訓練用
消火器



AEDトレーナー
セット



プロジェクター
大型スクリーン
ノートパソコン

災害活動用資機材

いざ災害が発生した時には、軽可搬消防ポンプなどの消火器具、万能斧、ジャッキなどの救助器具、夜間の明るさを確保するための投光器、人命救助用としてAED及び担架など、災害活動に使用する資機材を積み替えて出動することができます。



軽可搬消防ポンプ



バルーン型
投光器



折り
たたみ
梯子



レスキューキット



AED



担架

3 「消防団応援の店」の推進

消防団員及びその家族に対して、割引などの一定のサービスを提供する「消防団応援の店」が全国的に広がっています。

この「消防団応援の店」は、消防団員の福祉向上などだけでなく、消防団の存在を地域の方々により広く知ってもらう機会になり、ひいては地域防災力の向上に向けた取組の拡大につながっています。

日本消防協会では、地元の消防団だけではなく、全国の消防団員を対象とする「全国消防団応援の店」をスタートしました。

この「全国消防団応援の店」は関係の皆様のご協力により急速に増加しつつあります。そのリストはホームページで公開しています。「全国消防団応援の店」でも検索できます。



全国消防団応援の店のホームページ



全国消防団応援の店の表示

4 消防育英事業に対する事業協力

日本消防協会は、消防活動等で殉職された消防団員、消防職員及び消防協力者の遺児に対する支援として、奨学金給付や奨学生懇談会の開催等を行っている（公財）消防育英会の事業に協力しています。

また、消防殉職者遺児支援のため、飲料水の売り上げの一部を消防育英会へ寄付する消防育英会支援自動販売機の設置が、総務省消防庁をはじめ自治大学校、全国の消防本部、消防団、事業所等で着実に増加してきています。



5 防災活動車の交付

消防団員福祉共済の加入に対する還元事業の一環で、各都道府県からの要望団体に対し消防車両等を交付し、地域の安全安心を守る消防団活動に活用することを目的として実施しました。令和2年度も47台を交付し、地域の防災力充実強化に活用されています。



消防団活動車（8人乗りワンボックス）



消防団活動車（SUV）

6 ラジオ番組「おはよう！ニッポン全国消防団」を放送中

日本消防協会では、芸能界、スポーツ界等の著名な方々により結成された「消防応援団」のご協力を得て、消防団に関するラジオ番組「おはよう！ニッポン全国消防団」を放送しています。この番組は、全国各地で頑張っている消防団員にエールを送るとともに、広く一般の方々にも消防団活動等について理解を深めてもらうため、消防応援団員をゲストパーソナリティーに迎え、全国各地の消防団員と電話で対談し、日頃の活動体験、先進的な取り組み、「わがまち・ふるさと」自慢等の話題を取り上げております。



増田 明美さん



林家 たい平さん



早見 優さん



サンドウィッチマンさん

消防団活動事例ページのご案内

閲覧場所へのアクセス方法①

日本消防協会ホームページに
アクセスしてください。
<https://www.nissho.or.jp>

右側メニュー内
【消防団活動事例】を
クリックしてください。



The screenshot shows the homepage of the Japan Fire Association. On the right side, there is a vertical menu with several items. The item 'Fire Department Activity Examples' is highlighted with a red dashed box and a red arrow pointing to it from the text above. Below this menu, there is a section titled 'Fire Department Activity Examples' with a yellow background and a red border. This section contains text and small images related to the activity examples.

閲覧場所へのアクセス方法②

ご覧になりたい年度の画像を
クリックしてください。
※【PDF】データが開きます



The screenshot shows a grid of activity examples for different years. Each example is represented by a small image and a title. A red arrow points to the 'Click' button located over the image and title for the year 2018. The grid includes examples for the years 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, and 2018.

各消防団の記事がご覧いただけます。

全国消防団PRページへの登録方法

無料で、各消防団の情報を掲載し、消防団の活動内容等をPRする事ができます。
(登録は消防団単位とします)

登録手順①

日本消防協会ホームページに
アクセスします
<https://www.nissho.or.jp>

画面右下の【全国消防団PR】を
クリックします。



登録手順②

右図のページが表示されたら
画面中央の【PRページ申請画面】
をクリックします。



登録手順③

右図の項目欄に入力してください。
※尚、添付する画像のサイズは
80KBまでとします。

入力が終了しましたら、画面下部の
【次へ】をクリックします

登録が完了されました。

後日、【全国消防団PR】ページ内に情報が公開されます。



第 I 章

消防団を中心とした地域防災力の
充実強化に関する法律

I

この法律がめざすもの

平成25年12月、「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」が定められました。この法律は何をめざしているのでしょうか。

平成7年の阪神淡路大震災の時も大きな被害がありました。平成23年の東日本大震災はもっと大きな大変な被害になりました。およそ2万の方々がお亡くなりになり、一生懸命活動した消防団員、消防職員も合わせるとおよそ280人も死亡・行方不明になりました。その後、また各地で大きな地震発生があり得るといわれ、また、台風や集中豪雨、竜巻、大雪などが次々に起こっています。住宅などの火災や事故もあります。これまでの常識では考えられないような災害が連続的に発生しています。

そのような中で、一人一人の生命を守るためにどうするか、これからそのやり方を明らかにし、みんなでこれを実行していこうというのが、この法律制定の目的です。

では、具体的にどうするのでしょうか。

災害が起こると消防署や消防団などが出動して消火や水防、救助救急などをしますが、大きな災害になると到底人手が足りません。そのため緊急消防援助隊という全国的な応援体制を作っていますが、被災地に到着するまでにどうしても時間がかかります。災害発生直後は、地元の消防、地元の人々しかいないのです。地元で何とかしなければなりません。

もちろん消防団は、地元の中心となって活動しています。しかし、東日本大震災などの教訓からは、装備をもっと充実させたり、団員を十分に確保したりして、もっと充実強化しなければならないことがはっきりしています。

そして、住民の皆さんにも一緒に行動してもらわなければなりません。男性も女性も、若い人も中高年の人も、そこで働いている人たちも、みんながそれぞれの役割を果たしてもらって、みんなの力がひとつにまとまらなければなりません。危険が迫っているときに早く避難することも大事な活動です。

いざという時に本当にそのような活動ができるようになるためには、日頃から、住民の皆さんのが地域の災害のことについて一緒に勉強したり、訓練したりして、一つにまとまっていることが大事です。

この法律は、そのようなことを実行するために、国や地方公共団体がやらなければならないことをはっきりさせるほか、住民の皆さんにもやっていただくこと、そのことについての行政からの支援などを定めています。

このような法律は初めてです。この法律をいかして、どんな災害があってもみんなが元気に生きていくことができるようにならないと思います。

以下、法律の内容をご説明します。



大雨による土砂崩れ現場での活動

II

基本的な考え方

1 目的

法律第1条には、法律を定めた目的を記しています。この基本の趣旨は、前述の「この法律がめざすもの」に書いた通りですが、背景として、少子高齢化が進んだり、被用者が増え、よそのまちに通勤する人が増えているなどの変化をあげ、地域の防災活動の担い手を十分に確保することが困難になっているとしています。

(目的)

第1条 この法律は、我が国において、近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることに鑑み、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住民の積極的な参加の下に、消防団を中心とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とする。

2 地域防災への総力結集

第2条以下で、基本的な考え方をいろいろな点から記していますが、これを総括しているのは、地域防災のための総力結集です（第6条）。国や地方公共団体が大きな責務を負っていることはもちろんですが（第4条）、住民の皆さんが、おひとりおひとり、あるいは自主防災組織などとして、地域の防災活動に積極的に参加するよう努めることとしています（第3条、第5条）。

そのなかで、消防団は中核的な役割を果たすものとしてその強化を図ることとし、消防団が住民の皆さんの自発的な活動への参加を促進するなどとしています（第3条）。



自主防災組織と連携した水防訓練



地域の各機関が連携した地震津波避難訓練

(定義)

第2条 この法律において、「地域防災力」とは、住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。）、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう。

(基本理念)

第3条 地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことが重要であるとの基本的認識の下に、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化すること等により、地域における防災体制の強化を図ることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、地域防災力の充実強化を図る責務を有する。

- 2 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、地域防災力の充実強化に寄与することとなるよう、意を用いなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、地域防災力の充実強化に関する施策を効果的に実施するため必要な調査研究、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

(住民の役割)

第5条 住民は、第三条の基本理念にのっとり、できる限り、居住地、勤務地等の地域における防災活動への積極的な参加に努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第6条 住民、自主防災組織、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等は、地域防災力の充実強化に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

3 地域防災の計画的な推進

市町村は、地域防災力の充実強化を計画的に進めるよう、市町村単位の地域防災計画に地域防災力の充実強化に関する事項を定め、また地区防災計画でも居住者等の参加のもとで具体的な事業に関する計画を定めることとしています（第7条）。

第2章 地域防災力の充実強化に関する計画

第7条 市町村は、災害対策基本法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画において、当該市町村の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めるものとする。

- 2 市町村は、地区防災計画（災害対策基本法第42条第3項に規定する地区防災計画をいう。次項において同じ。）を定めた地区について、地区居住者等（同条第3項に規定する地区居住者等をいう。次項において同じ。）の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。
- 3 地区防災計画が定められた地区的地区居住者等は、市町村に対し、当該地区的実情を踏まえて前項に規定する事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。



地域での応急手当指導



ポンプ車からの放水体験



消防団と自主防災組織との合同訓練



消防団と自主防災組織との合同訓練

III

消防団の充実強化

この法律の最大の特色は、地域防災の中核として消防団を大変重く見ていることです。

消防団は、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできないものであり、これに代わるものはないとして、国と地方公共団体は、その抜本的な強化のため必要な措置を講ずるものとするとしています（第8条）。ここまではっきり記した法律はこれまでにありません。

（消防団の強化）

第8条 国及び地方公共団体は、全ての市町村に置かれるようになった消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

少し消防団のことを申し上げます。

消防団は、常備消防といわれる消防本部、消防署とともに、法律に基づいて設けられている消防機関で、全国の市町村にあります。両者は連携協力してあらゆる災害事故と闘っていますが、常備消防と比べると、即時対応力、要員動員力、地域密着力に特徴があり、まさに地域防災力の中核です。そして、東日本大震災などの例にもありますように、大変厳しい状況の下でも命令を受けて組織的な活動をします。本当になくてはならない存在なのですが、報酬はきわめて低額ですので、経済的には殆んどボランティアです。

この消防団は、今、大きな課題に直面しています。消防団は、今申し上げましたように、要員動員力などの特色を持っていますが、それには消防団員の数がなければなりません。消防団員の確保はもっとも大事なことのひとつです。ところが、消防団員は、次の図にありますように、このところずーっと減少しています。少子高齢化、過疎化などのほか、被用者が増え、しかも勤め先が離れていること、コミュニティが変化して自分たちの地域は自分たちで守るんだという気持ちを持つ人が少なくなったことなどの理由からだと思われます。

これは何とかしなければなりません。そこで、この法律には、消防団員の確保のための条文がいくつかあります。

○消防団への加入の促進

まず、一番の基礎である、自らの地域は自ら守るという気持ちを持ってもらうように、国と地方公共団体は必要な措置を講じることとしています（第9条）。



消防団加入促進ラジオ広報

（消防団への加入の促進）

第9条 国及び地方公共団体は、消防団への積極的な加入が促進されるよう、自らの地域は自ら守るという意識の啓発を図るために必要な措置を講ずるものとする。

次にいくつかの具体的なケースについて記しています。

○公務員の加入

まず、公務員の消防団への入団についてです。

公務員は、元々国民の福祉の向上のため働いています。そして安全の確保は福祉の根本ともいえますから、率先垂範、消防団に入団することは望ましいといえるでしょうが、一方、公務員にはいわゆる兼職禁止などの規定があり、許可などが必要です。今回は、これについて公務員が消防団に入団したいと申し出た時は、「職務の遂行に著しい支障がある時を除き」認めなければならないと定められ、そのほか、入団しやすいように規定が定められました（第10条）。

（公務員の消防団員との兼職に関する特例）

第10条 一般職の国家公務員又は一般職の地方公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合には、任命権者（法令に基づき国家公務員法（昭和22年法律第120号）第104条の許可又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項の許可の権限を有する者をいう。第3項において同じ。）は、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならない。

2 前項の規定により消防団員との兼職が認められた場合には、国家公務員法第104条の許可又は地方公務員法第38条第1項の許可を要しない。

3 国及び地方公共団体は、第1項の求め又は同項の規定により認められた消防団員との兼職に係る職務に専念する義務の免除に関し、消防団の活動の充実強化を図る観点からその任命権者等（任命権者及び職務に専念する義務の免除に関する権限を有する者をいう。）により柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

○事業者の協力

世の中の就業構造が変わって、商店経営や農業などの自営業者が減少して、サラリーマンといわれる被雇用者が大幅に増えました。ですから、消防団員も被雇用者が増えて、いまや7割以上になっています。これから消防団員を確保するためには、被雇用者の入団が不可欠です。そのためには、消防団への入団、訓練、災害現場への出動について、会社の経営者など使用者のご理解を頂くことが大事です。

これまで「消防団協力事業所」の認定などいろいろな対策がとられていますが、今回の法律では、「事業者」は「従業員」の消防団への入団や活動について、できる限り配慮するものとしています。

また、消防団員としての活動などを理由として解雇その他不利益な取り扱いをしてはならないこと、国および地方公共団体は、従業



建設業者の協力を得て災害対応訓練

員の消防団活動について事業者の理解が深まるよう、財政上または税制上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとするとされています。

このことが大事であることを深く考えたいいろいろな条文ができました（第11条）。



「消防団協力事業所表示制度」表示マーク

事業所の消防団への協力を消防団員と事業所の従業員をイメージした輪の連結で力強く表現し、また、ハート型は地域を思う心を併せて表現しています。

(事業者の協力)

- 第11条** 事業者は、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮するものとする。
- 2 事業者は、その従業員が消防団員としての活動を行うために休暇を取得したことその他消防団員であること又はあったことを理由として、当該従業員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、事業者に対して、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動に対する理解の増進に資するよう、財政上又は税制上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○大学等の協力

大学等の学生が消防団に加入することは、消防団活動としてだけでなく、将来もっと幅広い防災活動の担い手になることも期待できます。

この法律では、国と地方公共団体が、大学等の学生さんが消防団に加入すること等について、大学等に就学上の配慮などの自主的な取り組みを促すものとされました（第12条）。

(大学等の協力)

- 第12条** 国及び地方公共団体は、大学等の学生が消防団の活動への理解を深めるとともに、消防団員として円滑に活動できるよう、大学等に対し、適切な修学上の配慮その他の自主的な取組を促すものとする。

○消防団員の待遇の改善

消防団員は、元々多額の報酬を期待しているものではありませんが、それにしてもあまりにも低額です。市町村がそれぞれ定めている報酬はおおむね年間2～3万円で、国が財政措置している額より相当下回っています。

この法律では、国と地方公共団体は、待遇改善のため、適切な報酬等が支給されるよう必要な措置を講ずるものとしています（第13条）。

(消防団員の待遇の改善)

- 第13条** 国及び地方公共団体は、消防団員の待遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

○消防団の装備の改善

東日本大震災の経験の中で明らかになりましたのは、消防団の装備があまりにも不十分であることです。これは、全国的な問題です。

もしもというお話はあまりよくないのですが、あの時、消防団員の安全確保のための安全靴、救命衣などの基本的な装備、津波などの情報を共有するための無線機、救助活動用の機材、最低限の水、食料、燃料などがあれば、様子は大きく違っていたでしょう。

装備の改善充実は全国の消防団員の強い希望でしたが、この法律では、国と地方公共団体は、消防団の装備の改善と相互応援の充実のため、必要な措置を講ずるものとし、また、国と都道府県は、市町村が行う消防団の装備の改善に対し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとされました。

この規定を背景に、平成26年2月、国が定めている消防団の装備と服制の基準を初めて大幅に改善しました。これからは、この基準をめざして現実の装備を改善充実することが大きな課題です。装備の改善は、国民の皆さん的安全向上に直結します（第14条、第15条）。



救助資機材の取扱訓練

（消防団の装備の改善等）

第14条 国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図るため、消防団の装備の改善及び消防の相互の応援の充実が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（消防団の装備の改善に係る財政上の措置）

第15条 国及び都道府県は、市町村が行う消防団の装備の改善に対し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

○消防団員の教育訓練

消防団活動の充実には、装備の改善とともに教育訓練の充実も必要です。消防団員は、それぞれ仕事を持っていますから、訓練のための時間の確保が大変なのですが、できる限り効率的に充実した訓練ができるように工夫することも大事です。

この法律では、国と地方公共団体は、訓練内容の基準の策定、訓練施設の確保など必要な措置を講ずるものとしているほか、訓練を修了した消防団員の資格制度の確立についても述べています。

資格は大きな励みになるでしょう（第16条）。

(消防団員の教育訓練の改善及び標準化等)

第16条 国及び地方公共団体は、消防団員の教育訓練の改善及び標準化を図るため、教育訓練の基準の策定、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実、指導者の確保、消防団員の安全の確保及び能力の向上等に資する資格制度の確立その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、所定の教育訓練の課程を修了した消防団員に対する資格制度の円滑な実施及び当該資格を取得した消防団員の適切な待遇の確保に努めるものとする。



図上訓練を行う消防団員



救命講習を行う消防団員



自然災害対応訓練を行う消防団員



土砂災害対応訓練を行う消防団員



大規模火災対応訓練を行う消防団員



震災対応訓練を行う消防団員

IV

地域防災体制の強化

この法律の大きな狙いは、地域の防災体制の強化、地域防災力の充実です。そのためにいろいろな条文が設けられました。

○市町村による防災体制の強化

まず、市町村は、指導者の養成、確保、必要な資材の確保等に努めるものとしています（第17条）。

（市町村による防災体制の強化）

第17条 市町村は、地域における防災体制の強化のため、防災に関する指導者の確保、養成及び資質の向上、必要な資材又は機材の確保等に努めるものとする。

○自主防災組織等の教育訓練と消防団の役割

この法律では、地域の防災組織として、自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織を掲げて、その教育訓練では消防団が指導的な役割を担うよう市町村は必要な措置を講ずるよう努めるものとしています。

ここで注目されるのは、女性防火クラブと少年消防クラブが初めて法律に登場したことと、これらの地域防災組織の教育訓練で、特に消防団が指導的な役割を担うようにという期待を明らかにして、その実行のために町村が必要な措置を講ずるよう努めると定めていることです（第18条）。



消防団と町内会との合同の防火防災訓練

（自主防災組織等の教育訓練における消防団の役割）

第18条 市町村は、消防団が自主防災組織及び女性防火クラブ（女性により構成される家庭から生ずる火災の発生の予防その他の地域における防災活動を推進する組織をいう。）、少年消防クラブ（少年が防火及び防災について学習するための組織をいう。）、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織（以下「女性防火クラブ等」という。）の教育訓練において指導的な役割を担うよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○自主防災組織等への支援

地域防災力の充実強化には、いろいろな状況にある住民の皆さんがあるが、それぞれ自分たちの町を、あるいは自分たちの生命、財産を自分たちが守るという気持ちを持って頂いて、日ごろから災害について考えたり、訓練して頂くことが一番大事です。そのことにつながる条文がいくつかあります。

まず、国と地方公共団体は、自主防災組織等の教育訓練について、その機会の充実、情報の提供など必要な援助を行うものとしています。

そして、国と都道府県は、市町村が行う自主防災組織などの育成発展の取り組みに対して必要な援助を行うものとしています（第19条、第20条）。



女性防火クラブによる炊き出し訓練

（自主防災組織等に対する援助）

第19条 国及び地方公共団体は、自主防災組織及び女性防火クラブ等に対し、教育訓練を受ける機会の充実、標準的な教育訓練の課程の作成、教育訓練に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

（市町村に対する援助）

第20条 国及び都道府県は、市町村が行う自主防災組織及び女性防火クラブ等の育成発展を図るための取組を支援するため必要な援助を行うものとする。

○防災に関する学習の振興

防災については、幼年期から成長に応じて学習できるようにすることが大事です。そして、消防団等の参加のもとに学校教育や社会教育の場で取り上げられるようにしなければなりません。国と地方公共団体はそのため必要な措置を講ずるものとしています。

このことに関連して申しますと、わが国では全国に約4,500の少年消防クラブがあり、約41万人がメンバーになっています。その活動を支援するため、モデルクラブを指定して活動服や訓練機材を差し上げたり、指導して頂いている人たちの情報交換の機会を作っています。平成27年からは少年消防クラブの全国交流大会を開催しています。

幼少年期から災害に关心を持つてもらうことは大変大事ですので、これからも応援します（第21条）。

（防災に関する学習の振興）

第21条 国及び地方公共団体は、住民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて防災についての理解と关心を深めることができるよう、消防機関等の参加を得ながら、学校教育及び社会教育における防災に関する学習の振興のために必要な措置を講ずるものとする。



幼稚園での防火・防災教室



小学校での防火・防災教室



幼年・少年消防クラブでの火災予防広報活動



小学校での放水体験

消防団を中心とした 地域防災力充実強化大会

平成25年12月成立の「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」は、消防団の重要性を明記するとともに、地域の総力を結集した地域防災力の充実強化をめざす画期的な法律です。この法律の趣旨を実現することが大きな課題ですが、そのためには広く国民の皆さんにこの法律の趣旨をご理解・ご協力頂くことが必要です。

そこで平成26年8月29日（金）、東京都千代田区丸の内の東京国際フォーラムで「消防団を中心とした地域防災力充実強化大会」を開催しました。日本消防協会主催で開催した初の国民的大会でしたが、各界トップの方々に発起人としてご参加頂くとともに、160を超える企業・団体のご後援・ご参加を頂き、各界各層約1,500人のご参加のもと盛大に開催されました。

大会には、新藤総務大臣、古屋防災担当大臣のほか、急遽、安倍内閣総理大臣にもご出席頂き、力強いご挨拶を頂きました。

大会では全国各地のさまざまな活動事例を発表して頂き、発起人の皆さんなどからコメントを頂きました。発表後、会場内で意見交換をし、大会の締めくくりとして、これからの地域防災のあり方についての「大会申し合わせ」が満場一致で決定されました。

大会申し合わせ

私たちは、東日本大震災その他の災害・事故を教訓として、これからどのような事態があっても被害を最小限にとどめ、生命は必ず守ることとするため、ひとりひとりが自らを守ると同時に、みんながそれぞれの力を發揮して協力することとします。

そのため、日頃からそれぞれの地域でいろいろな災害等を想定し、その時の対応をみんなで相談し、避難や緊急の救命措置など必要な体験学習をします。

「消防団を中心とした地域防災力充実強化大会」に当たり、このことを申し合わせます。

平成26年8月29日



主 催 公益財団法人 日本消防協会

大会発起人 (五十音順：敬称略)

石原信雄氏（元内閣官房副長官） 陣内孝雄氏（全国防災協会会长） 清家篤氏（日本私立大学団体連合会会长、慶應義塾長） 高井康行氏（全国社会福祉協議会副会长） 西元徹也氏（元防衛庁統合幕僚會議議長） 野田健氏（元内閣危機管理監） 福地茂雄氏（元日本放送協会会长：発起人代表） 室崎益輝氏（消防審議会会长） 横倉義武氏（日本医師会会长）

この大会が新法の趣旨実現に向けた国民運動的な盛り上がりの第一歩となり、平成27年度以降、毎年、消防庁主催で「地域防災力充実強化大会」が開催されています。

なお、令和2年度にあっては、長崎県島原市で開催する予定でありましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、中止となりました。

日本消防協会は、引き続き地域防災力の充実強化を図るため、消防庁や全国の消防関係者の皆さんと力を合わせて事業に取り組んでまいります。

これまでの地域防災力充実強化大会（消防庁主催）

年度	開催地	内 容	
27	広島県	《広島大会》 「消防団を中心とした地域防災力充実強化大会 in 広島 2015」 開催日：平成27年11月30日（月） 場所：広島国際会議場フェニックスホール 参加人数：約1,500人	
	茨城県	《茨城大会》 「消防団を中心とした地域防災力充実強化大会 in 茨城 2016」 開催日：平成28年1月29日（金） 場所：つくば国際会議場大ホール 参加人数：約1,100人	
28	富山県	《富山大会》 「地域防災力充実強化大会 in 富山 2016」 開催日：平成28年8月31日（水） 場所：富山県民会館 参加人数：約1,000人	
	佐賀県	《佐賀大会》 「地域防災力充実強化大会 in 佐賀 2016」 開催日：平成28年10月28日（金） 場所：佐賀市文化会館 参加人数：約900人	
29	愛知県	《愛知大会》 「地域防災力充実強化大会 in 愛知 2017」 ～今こそ高めよう！地域防災力～ 開催日：平成29年10月24日（火） 場所：ウィルあいち 参加人数：約600人	
30	徳島県	《徳島大会》 「地域防災力充実強化大会 in 徳島 2018」 ～みんなで広げよう！地域防災力の輪～ 開催日：平成30年11月13日（火） 場所：アステイとくしま 参加人数：約900人	
31 (R1)	福岡県	《福岡大会》 「地域防災力充実強化大会 in 福岡 2019」 ～過去の豪雨災害から学び、広げよう！地域防災力の輪～ 開催日：令和元年10月25日（金） 場所：アルモニーサンク北九州ソレイユホール 参加人数：約1,000人	

地域の防災活動プランづくりの推進

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえて災害対策基本法を改正し、これまでの都道府県・市町村の地域防災計画に加え、市町村の区域よりも狭い地域を対象とする「地区防災計画」の仕組みを定めました（平成26年4月施行）。これは、地域コミュニティにおける災害への備えと災害時の行動計画といえるものです。この計画づくりのためには、まずは、災害や火災が起きたときにどうするか、地域のみなさんで話し合うことがスタートです。そして、いざというときの効果的な活動につなげることが大変重要になります。

日本消防協会では、このような地域での取組をさらに進めるため、全国の消防団長及び市町村長あてに「地域の防災活動プランづくりについて」を通知しました（平成28年1月）。この通知のなかで、消防団員等地域のみなさんの参考となるよう、試みに作成した「災害、その時どうしますか。—みんなでつくる地域の防災活動プランー」を示しております。消防団員をはじめ自主防災組織、住民等地域のみなさんが積極的に参加し、地域の防災活動プランづくりが推進されることを期待しております。

「災害、その時どうしますか。」

—みんなでつくる地域の防災活動プランー

- 普段からみなさんが相談しましょう。そして時々練習しましょう。
 - ・ ここではどんな災害があり得るでしょうか。
- 【例】火災、地震、津波、台風（強風、大雨、高潮、高波など）、局地豪雨（洪水、土砂崩れ）、大雪、火山噴火等
 - ・ その時、早めの情報収集はどのようにして実行しますか。また、その情報はどのようにしてみなさん共有しますか。
 - ・ 被害を防いだり、避難したりなどの行動が必要かどうかはどのようにして相談し、決定しますか。どのように行動しますか。
 - ・ 避難は、どこに行きますか。状況に応じてどこがよいか相談しておきましょう。
 - ・ その時、おひとりおひとりはどう行動しますか。お手伝いが必要な人がいる時は、誰が誰をお手伝いしますか。
 - ・ 避難する時には、それぞれお薬など最小限何を持参しますか。
 - ・ 避難先での衣食住の準備は大丈夫ですか。
 - ・ 医療福祉施設等が火災の時どのように初期消火、救出をしますか。
 - ・ 地域内の施設や避難コース等で防災の面から改善した方がよいものがあれば、市町村に相談してみましょう。
- 「地域」は、自然的・社会的・歴史的な事情からまとまりがあり、みなさんが助け合えるような区域ということになるでしょう。そうすれば、一般的には、いくら広くても小学校の区域、普通はもっと狭い区域ということになるでしょう。
- このようなことをする時には、どなたか中心になってお世話を頂く人が必要になります。町内会長さんのようなお立場の方、あるいは地元の消防団分団長というような方、そして防災のこと勉強している方などいろいろなケースがあり得るでしょうが、いずれにしてもみなさんがひとつにまとまることが大事ですし、市町村、消防署、消防団とはよく連携することが大事です。
- 相談した結果をメモにして、みなさんが持っていましょう。このメモが法律による地区防災計画の実質的な内容に相当するものになるでしょう。
- 時々みなさんが集まって相談したことを確認したり、一部手直しなど新たな相談をしましょう。
- 時々メモに書いた避難等をみなさんと一緒に実行し、これでよいかどうか確認しておきましょう。
- 防災についてもっと勉強した方がよいと思ったら、市町村に相談してみましょう。



第 II 章

消防団の現状と充実強化方策

1 消防団の活動状況

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、住民有志により組織された市町村の消防機関である。令和2年4月1日現在、全国で2,199団(22,309分団)が設置されており、約82万人が消防団員として活躍している。

消防団員は、通常は各自の職業に従事しながら、いざ災害が発生した際には、いち早く現場に駆けつけ災害防御活動等を行っており、一般住宅における消火活動はもちろんのこと、特に地震や風水害等の大規模災害や林野火災時には、多数の消防団員が出動し、被害の拡大防止に活躍している。

一方で、災害時以外の活動においても、戸別訪問による防火指導や応急手当の普及指導、地域の行事の際の警戒等、地域に密着した活動を幅広く行っている。

また、近年増加傾向にある女性消防団員も、優しさやきめ細かな配慮を生かし各地域において活躍している。

表1 消防団の現況

区分	令和2年4月1日現在	平成31年4月1日現在
消防団数	2,199	2,198
分団数	22,309	22,306
消防団員数	818,478	831,982

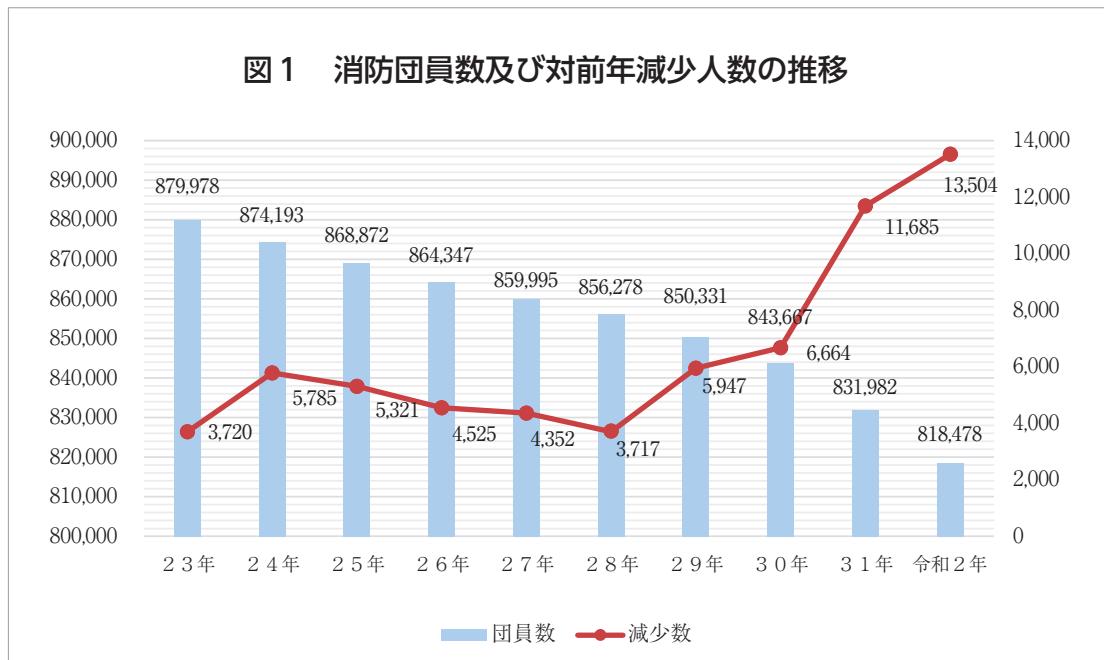


2 消防団が抱える課題

近年の社会情勢の変化は、消防団の運営、活動等に様々な影響を及ぼしており、次のような問題点が指摘されている。

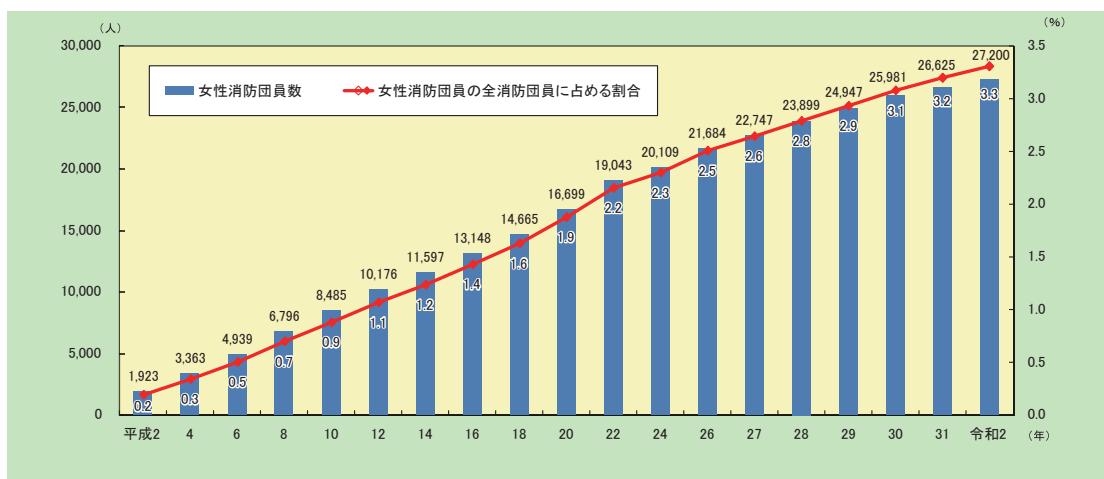
(1) 団員数の減少

消防団員数は、昭和27年当時200万人以上であったが、平成2年には、100万人を割り込み、なお減少が続いている。しかし、消防団員総数が減少する中でも、女性消防団員数は年々増加している。



注)「消防白書」により作成

図2 女性消防団員数の推移



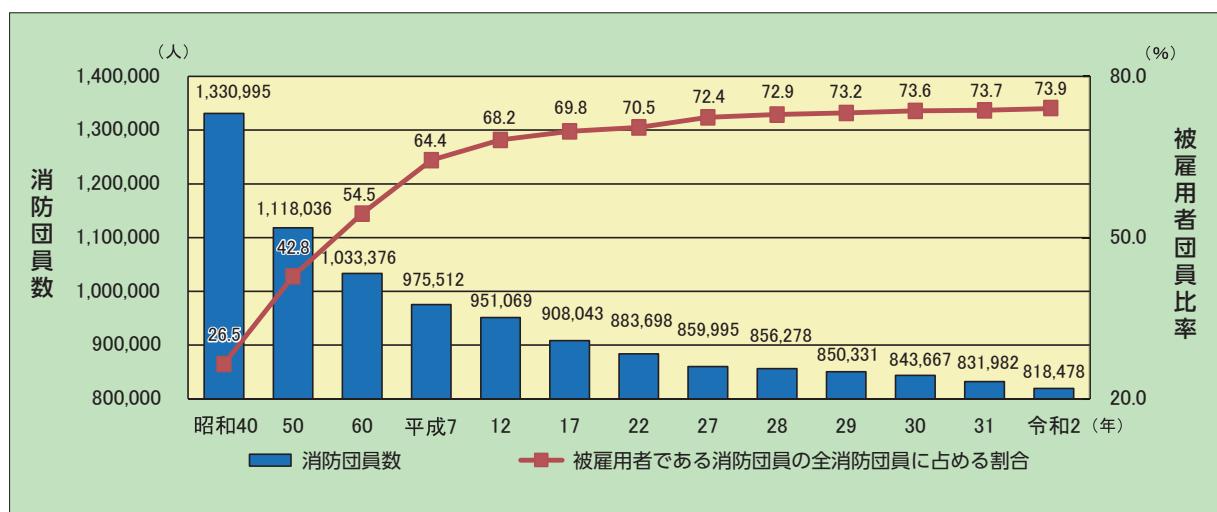
(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

注) 1 「消防白書」を引用

(2) 被雇用者団員（サラリーマン団員）の増加

消防団員に占める被雇用者の割合は約7割までに高まっており、一般的な職住分離の傾向と相まって地域によって昼間における消防力の低下が懸念されている。

図3 消防団員の被雇用者化の推移



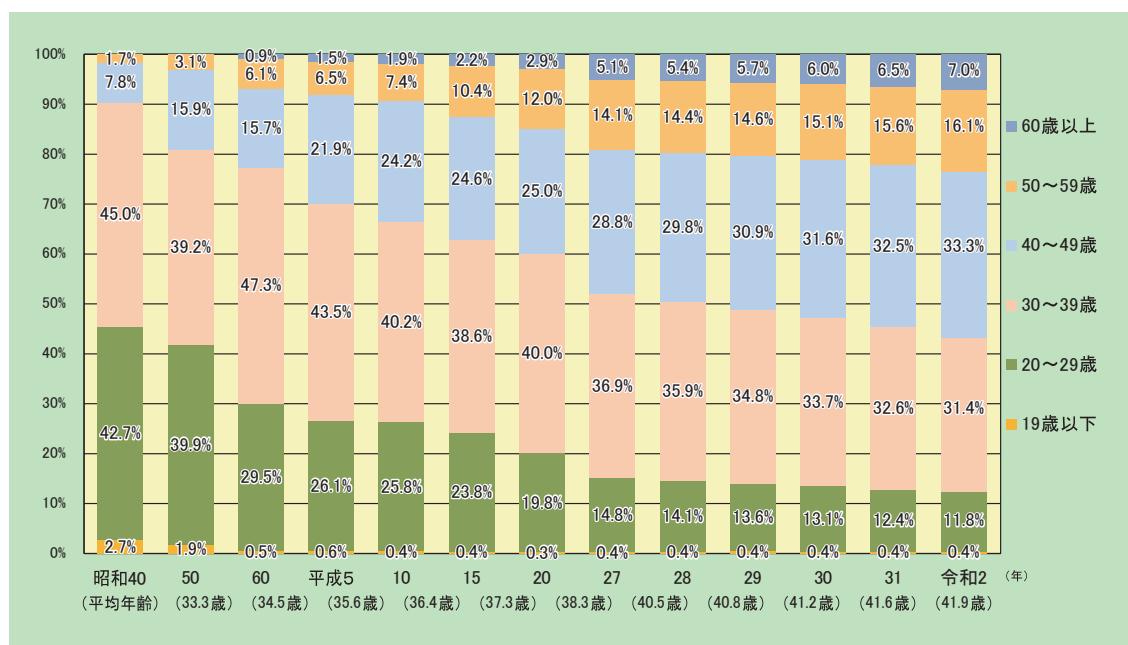
(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

注) 1 「消防白書」を引用

(3) 団員の中・高齢層の増加

消防団員の年齢構成は、図4のとおりであるが、40歳以上の消防団員の割合が年々増加している。

図4 消防団員の年齢構成比率の推移



(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 昭和40年、昭和50年は「60歳以上」の統計が存在しない。

また、昭和40年は平均年齢の統計が存在しない。

注) 1 「消防白書」を引用

II

消防団の機能と役割

1 多様な環境下にある消防団の機能と役割

消防団の活性化を図るために方策を検討するにあたって、まず、現在の多様な環境下におかれた消防団の状況を勘案し、その役割を明確にする必要があり、消防団の機能と特性、他の消防機関との関係として以下のようなことが挙げられる。

(1) 消防団の機能と特性

まず、消防団の機能と特性としては、次の6点に集約できる。

ア 普遍性

消防団員は、全国の至る所におり、いかなる場所で災害が発生しても即座に対応することが可能である。

イ 地域密着性

消防団員は、その地域に居住又は勤務している人が団員となっているので、地域との繋がりが深く、また地域の各種事情について豊富な知識を有している。

ウ 即時対応力

消防団員は、定例的に教育訓練を受けるなど、消防に関する相当程度の知識及び技能を有している。

エ 多面性

消防団の活動は、消火作業にとどまらず、火災予防に関する住民指導、巡回広報等を実施している。また、風水害及び地震等、各種災害防御活動に当たっているほか、遭難者の搜索救助、各種警戒等の活動を行っている。

オ 要員動員力

全国で約8.2万人と消防職員の約5.0倍の人員を有し、特に大規模災害や林野火災時等には、その動員力によって災害防御にあたることができる。

カ 広域運用性

大規模災害時においては相互応援協定等により、管轄区域を越えて広範囲な活動を行うことができる。

(2) 他の消防組織との関係における消防団の役割

他の消防組織との関係における消防団の役割については、次の3点が挙げられる。

ア 常備消防機関との関係

常備消防の整備状況及び各地域の自然的条件、社会的条件などにより様々な役割分担が考えられる。例えば、常備消防の比重が高い地域では、通常の火災では常備消防が活動の中心となることから、消防団はその補完的役割を果たすこととなるが、一方では消防団が大きな役割を期待される地域も数多く存在する。また、予防面については、各戸訪問時の一般家庭中心のきめ細かな活躍が期待される。

イ 自主防災組織との関係

消防団は、平常時にあっては自主防災組織等に対して指導・育成を行う役割が期待され、また大規模災害時にあっては、消防団がリーダーシップをとって自主防災組織

をはじめとする地域の様々な組織やボランティアグループ等とともに統一のとれた災害防御活動を行う必要がある。

ウ 自衛消防組織との関係

事業所の自衛消防組織は、相当程度の施設・装備を有しているものもあるため、平素から消防団としても地域内の自衛消防組織と密接な連携を図るとともに教育訓練等の指導を行い、災害時には消防団を中心として各組織を結集して防御活動にあたることが期待される。

このように、今日における消防団は、地域社会における消防防災の中核として、従来からの任務である消火活動はもちろんのこと、防火指導を兼ねた高齢者宅への戸別訪問、イベント等での警戒、応急手当の普及指導等、地域に密着した活動を幅広く行うことが期待されている。

また、多数の人員を必要とする大規模災害時においては、地域密着性、要員動員力及び即時対応力を発揮し、効果的な災害情報の収集伝達、避難誘導及び災害防御活動を行っていくことが期待される。



2 「消防力の整備指針」における消防団の業務及び人員の総数

消防団の行う業務については、平常時の火災予防活動や応急手当の普及指導等の地域に密着した活動や、阪神・淡路大震災以降、再認識された消防団の持つ組織力を踏まえて、災害時における避難誘導、自主防災組織を含む地域住民への指導などについて、消防力の整備指針第36条に明記されている。

また、人員の総数については、消防団をめぐる地域における実情が多様であり、動力消防ポンプの種類や小学校区内の可住地面積による画一的な基準を基に算定することは困難であることから、業務を円滑に遂行するために地域の実情に応じ必要な数となっている。組織の見直しや市町村合併等に伴う条例定数の削減及び実員数の減少により全国的に減少し続けており、地域の消防力の低下が懸念されているが、各市町村は、消防団員の確保により一層努めることが要請される。

(消防団の業務及び人員の総数)

第36条 消防団は、次の各号に掲げる業務を行うものとし、その総数は、当該業務を

円滑に遂行するために、地域の実情に応じて必要な数とする。

- 一 火災の鎮圧に関する業務
- 二 火災の予防及び警戒に関する業務
- 三 救助に関する業務
- 四 地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務
- 五 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務
- 六 地域住民（自主防災組織等を含む。）等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務
- 七 消防団の庶務の処理等の業務
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務

1 消防団組織・制度の多様化方策

昼夜を問わず、全ての災害、訓練に参加する消防団員（以下、「基本団員」という。）を基本とした現在の制度を維持したうえで、必要な団員の確保に苦慮している各市町村が実際に応じて選択できる制度として、各種の多様化方策が導入されている。

その概要については次のとおりである。

(1) 機能別団員（特定の活動、役割のみに参加する団員）

- ア 入団時に決めた特定の活動・役割及び大規模災害等に参加する制度である。
- イ 消防職員・団員OB、被雇用者、女性等の有効な活用が可能である。

(2) 機能別分団（特定の活動、役割を実施する分団）

- ア 特定の役割・活動を実施する分団・部を設置し、所属団員は当該活動及び大規模災害対応等を実施する制度である。
- イ 大規模災害対応、火災予防対応等を目的とした分団の設置や事業所単位での分団設置が可能である。

(3) 休団制度

- ア 団員が長期出張や育児等で長期間活動することができない場合、団員の身分を保持したまま一定期間の活動休止を消防団長が承認する制度である。
- イ 休団中の大規模災害対応、休団期間の上限は各消防団で規定する。
- ウ 休団中は報酬の不支給、退職報償金の在職年数不算入が可能である。

(4) 多彩な人材を採用・活用できる制度

- ア 条例上の採用条件として性別・年齢・居住地等を制限している例があるので、条例の見直しにより幅広い層の住民が入団できる環境の整備が可能である。
- イ 年間を通じた募集・採用の実施。

2 消防団と事業所との連携体制の強化

全消防団員の約7割が被雇用者であることから、消防団活動への一層の理解と協力を得るために、被雇用者消防団員の活動環境の整備、事業所との協力関係の構築、事業所における防災知識・技術に関するストックの活用、消防団活動への協力が社会責任及び社会貢献として捉えられる環境づくり等の各種方策が各都道府県及び市町村に示されている。

その概要については次のとおりである。

(1) 事業所における被雇用者消防団員の活動環境の整備
～ 消防団活動に関する事前打ち合わせについて ～

従業員である被雇用者団員においては、雇用事業所からの理解を得て、消防団活動が行える環境整備が必要である。そのため、消防団等から事業所にアプローチし、まずは、相互で話し合い協力していただくことが必要である。その上で、事業主と消防団で予め消防団活動について、必要な事項（例えば、勤務時間中における災害出動及び訓練等への配慮として、ボランティア休暇扱いにするなど）があれば、それを取り決める。そして、必要な場合は、覚書きの締結等により調整することにより、被雇用者消防団員の活動環境を整備する。

なお、既に消防団と事業所の協力体制が築かれている場合においては、その関係を継続的に維持・発展させていくように努める。

(2) 事業所との新たな協力関係の構築

～ 消防団と事業所との連携強化策について ～

大規模災害発生時において、事業所が有する重機等の防災資機材の提供と併せて、資機材の操縦技術を有する従業員が機能別団員となり、事業所が社会責任及び社会貢献の一つと捉え、地域防災活動に協力してもらえる関係を構築する。

(3) 事業所における防災知識・技術に関するストックの活用

～ 危機管理アドバイザー消防団員について ～

大規模災害、特殊災害については、消防職員や消防団員の知識・技術だけでは、迅速かつ的確な意思決定や災害応急対策の実施が難しくなっているのが現状である。そのため、事業所や大学機関等の専門機関の研修者、学識経験者等に機能別団員になってもらうことにより、防災対策に関する助言（アドバイス）等を専門家から受け、迅速かつ的確な意思決定や災害応急対策が実施できる関係を構築する。

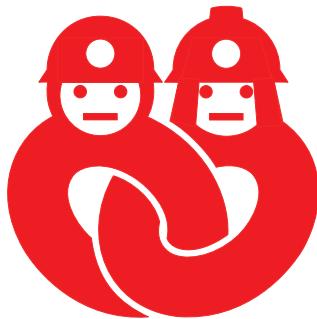
(4) 消防団活動への協力が社会責任及び社会貢献として捉えられる環境づくり

～ 消防団協力事業所について ～

事業所が消防団活動に協力することが「地域防災活動」につながり、社会責任及び社会貢献として認められ、なおかつ、事業所の信頼性の向上につながる環境を整備する。

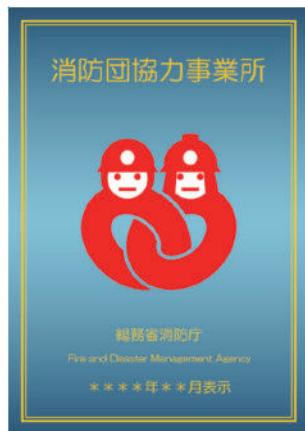
そこで、「消防団協力事業所表示制度に関する検討会」の検討結果を踏まえ、平成18年11月29日付け消防災第427号により、各都道府県知事及び各指定都市市長あてに、『「消防団協力事業所表示制度」の実施について』を通知した。

「消防団協力事業所表示制度」表示マーク



表示マークのコンセプト

事業所の消防団への協力を消防団員と事業所の従業員をイメージした輪の連結で力強く表現し、また、ハート型は地域を思う心をあわせて表現しています。

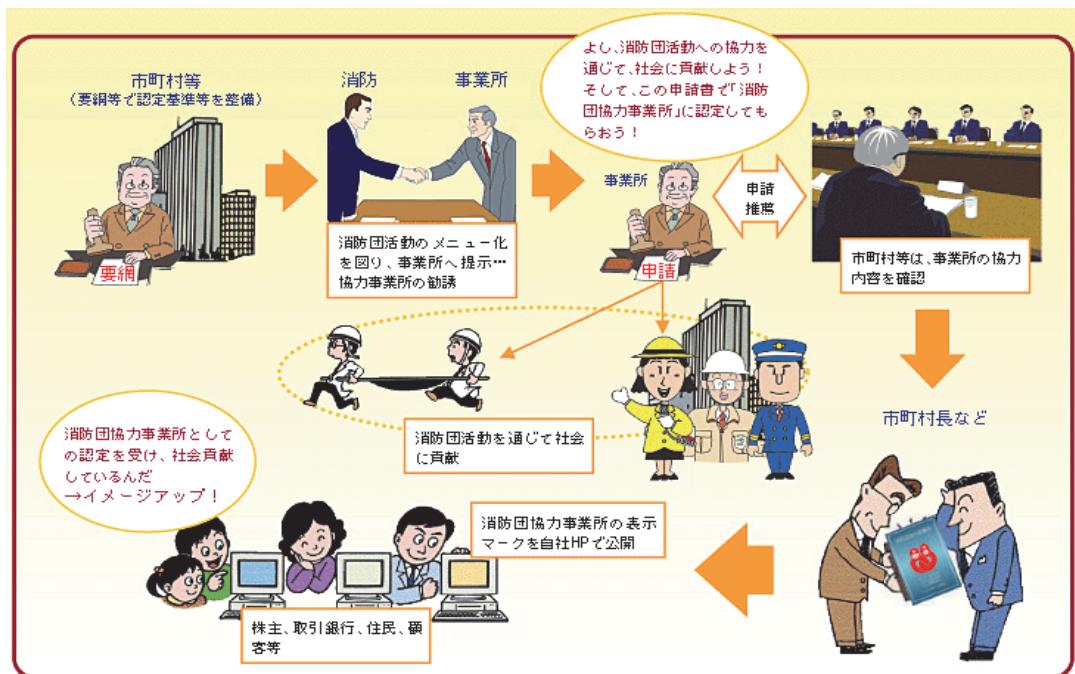


総務省消防庁が交付する表示証
(ゴールドプレート)



市町村等が交付する表示証
(シルバープレート)

消防団協力事業所表示制度イメージ図



運用開始

- (1) 総務省消防庁 平成19年1月1日から
- (2) 市町村等 市町村等が定める日から

3 総務省消防庁の取組

(1) これまで継続している取組

① 消防団員入団促進キャンペーン（平成18年1月～）

退団者が多くなる年度末の時期において、新たな消防団員を確保するために、1月から3月の期間を「消防団員入団促進キャンペーン」として位置づけ、啓発ポスター・リーフレット・消防団PRビデオのホームページ掲載、PRパネル貸与、ホームページの運用、インターネットバナー広告、雑誌等を活用した広報を実施している。
※令和3年1月～3月までの同キャンペーン期間においては、消防団応援ソーターとしてタレントの稻村亜美さんを起用したポスター等を活用したPRを実施

消防団員募集ポスター



消防団員募集リーフレット
(一般向け・女性向け・学生向け・企業向けの4種類)





消防団ホームページ
<http://www.fdma.go.jp/relocation/syoboden/>

- ② 消防団等地域活動表彰（消防庁長官表彰）の実施（平成16年度～）
 「平常時の活動により、地域防災力の向上に寄与している消防団であって、地域住民の安全の保持、向上に顕著な功績があり、全国の模範となる消防団又は団員確保について特に力を入れている消防団」及び「消防団活動に特に深い理解や協力を示し、消防団員である従業員を雇用しているなどの事業所等」に対し、都道府県の推薦を経て、消防庁長官が表彰している。
- ③ 全国消防団員意見発表会の実施（平成14年度～）
 各地で活躍する若手・中堅団員に消防団活動に関する課題等について意見発表の機会を設け、これを全国に紹介することにより、消防団活動の一層の活性化を図る事を目的としている。
- ④ 団員確保等に係る地方公共団体への主な通知・働きかけ
 これまでにも数次にわたり団員確保等に係る地方公共団体への通知・働きかけを行っており、直近では令和2年12月15日付けで、総務大臣名で「消防団員の確保について」、消防庁長官名で「消防団員の確保等に向けた取組について」を発出している。
- ⑤ インターネットによる防災教育（e－カレッジ）の実施（平成16年2月～）
- ⑥ 消防団等充実強化アドバイザー派遣制度（平成19年4月～）
 消防団の充実強化等に関する豊富な知識や経験を有する消防職団員等を、消防団等充実強化アドバイザーとして地方公共団体等に派遣し、地域の実情にあった消防団への加入促進、消防団の充実強化等のための具体的な助言や情報提供等を行うことで、消防団員を確保し、地域の安心・安全を推進することを目的としている。
- ⑦ 全国消防イメージキャラクター（平成20年1月～）
 自治体消防60周年を記念して、全国消防イメージキャラクターを決定。
 愛称は、1万件を超える応募の中から選ばれ、『消太』と名付けられた。



※「消太」消防団バージョン（3月7日が誕生日）

(2) 「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」(平成25年法律第110号。以下「消防団等充実強化法」という。)の施行等を踏まえ、消防庁が実施した消防団への加入促進、活性化対策

① 消防団への加入促進

ア 総務大臣書簡の発出

平成25年11月8日、平成26年4月25日、平成27年2月13日、平成30年1月19日、平成31年4月26日、令和2年12月15日の6度にわたり、総務大臣から全ての都道府県知事及び市区町村長あてに、書簡を送付し、地方公務員等をはじめとした消防団員確保に向けた一層の取組のほか、消防団員の待遇改善などについて依頼した。

イ 事業所の協力

被雇用者団員の増加に伴い、消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠であるため、平成18年度から導入を促進している「消防団協力事業所表示制度」の普及及び地方公共団体による事業所への支援策の導入促進を図っている。

特別の休暇制度を設けるなど勤務時間中の消防団活動に便宜を図ることや、従業員の入団を積極的に推進することなどの協力は、地域の防災体制の充実強化に資すると同時に、事業所が地域社会の構成員として防災に貢献する取組であり、当該事業所の信頼の向上につながるものである。

総務省消防庁では、従業員が消防団員に多数加入する消防団協力事業所に対する感謝状の授与、総務大臣と経済団体等との意見交換会を実施するなどの取組を行ってきている。また、郵便局に対しても、日本郵政株式会社や地方公共団体を通じて、加入促進を働きかけているところである。

ウ 大学等の協力

平成25年12月19日には、文部科学省と連携し、大学等に対し、消防団活動のための適切な修学上の配慮等を依頼した。

また、平成28年11月28日には、文部科学省及び各公私立大学長あてに、大学生の消防団への加入促進等についての通知を発出するなど、学生の消防団活動への一層の理解促進や学生が消防団活動に参加しやすい環境づくりについて、働きかけを行った。

加えて、消防団員入団促進キャンペーンの実施に併せて、大学学内向けデジタルサイネージによる消防団員募集広告の掲示やポスターの配布等により、学生への理解促進を図っている。

エ 消防団員となる公務員の兼職の認め・職務専念義務の免除

消防団等充実強化法第10条において、公務員の消防団員との兼職に関する特例規定が設けられ、「公務員から消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合、任命権者は職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならない」とされた。また、職務専念義務の免除について、国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図る観点から、柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずるものとされた。

国家公務員については、消防団等充実強化法第10条第1項の規定による「国家

公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令」（平成26年政令第206号）等が制定され、消防庁は各府省庁に対し、特例規定の適切な運用及び国家公務員の消防団への加入促進について働きかけた。

また、地方公共団体に対し、地方公務員についても、国家公務員制度における取扱いを踏まえた適切な対応を求めるとともに、消防団への加入促進について働きかけた。

オ 機能別団員制度・機能別分団制度等の導入

市町村が、全ての災害・訓練に出動する消防団員を基本としつつ、地域の実情に応じて消防団の組織・体制を整備することができるよう、市町村において以下に記載する制度の選択を可能とする方策を講じている。

(ア) 機能別団員制度

入団時に決めた特定の活動・役割に参加する制度である。

(イ) 機能別分団制度

特定の活動・役割を実施する分団・部を設置し、所属する消防団員が当該活動を実施する制度である。

カ 総務大臣からの感謝状の授与

消防団員数が相当数増加した消防団等に対し、総務大臣から感謝状を授与している。

キ 地域防災力充実強化大会

平成27年度以降毎年開催してきたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、長崎県において開催予定であった地域防災力充実強化大会は中止となった。

ク 地域防災力向上シンポジウム

佐賀県・徳島県において地域防災力向上シンポジウムを開催

令和3年1月14日（木）地域防災力向上シンポジウム in 佐賀 2021

令和3年1月18日（月）地域防災力向上シンポジウム in 徳島 2021

② 消防団員の待遇の改善

ア 退職報償金の引上げ

平成26年4月1日、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成26年政令第56号）の施行に伴い、消防団員に支給される退職報償金を全階級一律5万円（最低支給額20万円）の引上げを行った。

イ 報酬及び出動手当の引上げ

消防団員の年額報酬及び出動手当について、活動に応じた適切な支給を地方公共団体に働きかけるとともに、特に支給額の低い市町村に対し引上げを要請した。

その結果、無報酬団体については、平成27年度中に解消された。

ウ 消防団員の待遇等に関する検討会の開催

消防団員の労苦に報いるため、報酬・出動手当をはじめとした団員の適切な待遇のあり方等について検討を行い、ひいては消防団員を確保することを目的として、検討会を令和2年12月に立ち上げ、検討を行っている。

③ 装備の充実強化

ア 装備の基準の改正

東日本大震災等の教訓を踏まえ、「消防団の装備の基準」を改正し、ライフジャケット等の安全確保のための装備や救助活動用資機材の充実を図るとともに、平成26

年度に地方交付税措置を大幅に拡充し、その後も引き上げを行っている。

イ 救助用資機材等の整備を促進するための国庫補助制度の創設

消防団の救助能力の向上を図るため、平成30年12月14日に閣議決定された「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」として、「消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）」を創設した。令和2年度当初予算において、所要額を措置したところであり、これによって、対象資機材（AED、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ、トランシーバー、発電機、投光器、救命ボート、救命胴衣、排水ポンプ、切創防止用保護衣等）の整備を促進している。

ウ 救助資機材搭載型消防ポンプ自動車の配備

令和2年度当初予算等により、消防団に対し、救助用資機材等を搭載した消防ポンプ自動車等を配備し、訓練を支援している。

エ 情報収集活動用資機材及び小型動力ポンプの整備

平成29年度から令和元年度までの各年度当初予算により、消防学校に対し、災害現場の状況を速やかに把握するための情報収集活動用資機材（オフロードバイク、ドローン）や、女性・若者も扱いやすい小型動力ポンプを配備し、訓練を支援している。

オ 救助用資機材等の無償貸付

令和2年度当初予算により、消防団に対し、災害対応能力の向上のための救助用資機材等（発電機、投光器、ボート等）を無償で貸し付け、消防団員に対する訓練を支援している。

カ 救助用資機材等の安全で円滑な利用に向けた技術講習

消防団の装備の充実強化を図るため、消防団員に対する救助用資機材等の安全で円滑な利用のための技術講習を実施している。

キ 消防団拠点施設及び地域防災拠点施設の整備

各市町村が消防団拠点施設や地域防災拠点施設において標準的に備えることが必要な施設・機能（研修室、資機材の収納スペース、男女別の更衣室・トイレ等）について、地方財政措置等を活用しながら整備することを促進している。

④ 教育訓練の充実・標準化

平成26年3月28日、「消防学校の教育訓練の基準」を改正し、分団長等の現場の指揮を行う者に対し、火災時の延焼拡大防止措置や倒壊家屋からの救助、避難誘導、地域防災指導等の災害の種別ごとに、安全管理を含めた実践的な知識及び技術を習得するため、消防団員に対する幹部教育のうち、中級幹部科を指揮幹部科（現場指揮課程及び分団指揮課程）として拡充強化した。

さらに、現場指揮課程教育用DVD及び冊子を作成し、全国の消防学校等に配布した。これらの教材は消防庁ホームページにも掲載している。

また、消防学校に対し、救助資機材を搭載した消防ポンプ車両を計画的に無償貸付し、消防学校での訓練成果に基づき新しい基準の検証をすることとしている。

（e-カレッジ：<http://open.fdma.go.jp/e-college/>）

⑤ 消防団員の活動環境整備

ア 消防団員の準中型自動車免許取得等に係る対応（平成29年3月～）

道路交通法の改正に伴い、改正後の普通自動車免許では車両総重量3.5トン以上の消防ポンプ自動車等を運転できなくなったことから、消防団活動に支障が出ないよう、準中型自動車免許取得に係る市町村の公費助成制度（助成額に対し特別交付税措置あり）の導入促進等を行っている。

イ 消防団員のマイカー共済（令和2年4月～）

近年の大きな災害の発生状況等を踏まえ、消防団員に安心して活動してもらうため、マイカーや対物・対人の損害を補償する共済を開始。

具体的には、災害時に急を要する消防団活動のために、非常勤の特別職地方公務員の身分を有する消防団員がやむを得ず、自家用自動車等を使用した場合に、当該自家用自動車等を市町村が相互に救済する制度である。

⑥ 消防団員の新型コロナウイルス感染症対策

ア 消防庁ホームページにおける情報提供

消防団員が、感染防止に留意して活動できるよう、

- ・予防方法や感染防止策など感染症に関する基礎的な知識
 - ・消防団員の新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた各市町村等の取組例
 - ・避難所における新型コロナウイルス感染症への対応を示した通知
- などを消防庁ホームページに掲載している。

イ 消防団活動における留意事項を示した通知の発出

「消防団活動における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について」（令和2年12月1日付け消防地第384号消防庁国民保護・防災部地域防災室長通知）を発出し、基本的な感染防止対策の徹底や、感染リスクが高まる「5つの場面」における感染防止対策を講じるよう要請した。



第 III 章

消防団活動事例

消防団概要

活動内容

特記事項

消防団資機材運用訓練



都道府県名 宮城県
 消防団名 七ヶ浜町消防団
 実団員数 182名（うち女性団員13名）
 H P アドレス <http://www.shichigahama.com>
 消防団事務局 〒985-8577
 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1
 七ヶ浜町役場 防災対策室
 電話 022-357-7437
 メールアドレス bousai@shichigahama.com

実施日：令和元年8月25日（日）9時30分から

場所：七ヶ浜町役場庁舎前駐車場

目的・経緯：地域防災力の向上を図り、風水害等の災害に万全を期するため、救助資機材訓練を実施した。

内容：当団は、70名の団員が参加し消防職員による指導の下、今回の訓練では3班に分け、ローテーション方式で訓練を実施しました。

第1班はコンビツール及びチルホール、第2班はエンジンカッター、第3班はロープ結索及びストライカーの運用訓練を実施しました。

コンビツール及びチルホールの訓練では、操作手順、アームの挿入位置や連続使用時間の確認、エンジンカッターの訓練では、使用方法や挿入角度の確認、ロープ結索及びストライカーの訓練では、救助活動に役立つロープワークやストライカーによるコンクリートの破壊作業を行い、今後起こりうる災害に備え真剣に取り組みました。

対象：消防団員

費用等：なし



エンジンカッターなど取扱い方を誤ると大事故に繋がりかねない、定期的な訓練を行い、扱い方を身につけることが必要であるとの意見がありました。

吉田川堤防決壊後の救出・救護対応について（令和元年東日本台風）



消防団概要

都道府県名	宮城県
消防団名	大郷町消防団
実団員数	275名（うち女性団員0名）
H P アドレス	https://www.town.miyagi-osato.lg.jp/
消防団事務局	〒981-3592 宮城県黒川郡大郷町柏川字西長崎5-8 大郷町役場 総務課 交通防災係 電話 022-359-5500 メールアドレス bousai@town.miyagi-osato.lg.jp

【大郷町の概要】

大郷町は、宮城県の中央部に位置する人口約8,000人の町です。町の中央部を西から東へ一級河川の吉田川が流れ、その流域には豊かな水田地帯が広がり、のどかな田園風景を臨むことができます。政令指定都市の仙台市から車で約30分とアクセスも良く、特産品のモロヘイヤや大郷産仙台牛が有名です。

伊達政宗の家臣である支倉常長が没した地と伝えられており、常長の墓や、常長をモチーフとした観光PRキャラクター“常のモロ”など、常長ゆかりの地として宮城県民から親しまれています。

（観光PRキャラクター常のモロ）



活動内容

【大郷町消防団の概要】

大郷町消防団は団員数275名（令和2年7月1日現在）で、1本部4分団（22部）で構成されています。平時より火災防ぎよ訓練や消防資機材点検を行うほか、水防団や防犯協会も兼務しているため、水防訓練や重要水防箇所の点検、地域の防犯パトロール等、地域住民の安全、安心のため、多岐にわたる分野で活躍しています。



活動内容

特記事項

【令和元年東日本台風（台風19号）の対応】

令和元年10月に発生した台風19号は、12日に本町に上陸し、総降水量319.0mmの雨が降りました。その結果、13日朝、河川の増水により吉田川の堤防が決壊し、隣接する中粕川地区と土手崎地区に大量の河川水が流入し、多くの家屋が浸水被害を受けましたが、消防団の避難誘導等により死傷者は0名でした。



12日午後、町が避難準備情報を発令した後、消防団員で手分けして各戸へ避難の呼びかけを行いました。日が落ちてくると雨足も強まり、町からは避難勧告や避難指示が発令されましたが、暗い中での避難の呼びかけは危険と判断し、避難に応じない住民には『せめて自宅の2階に避難してほしい』と提言し、団員を詰所へ撤退させました。

そして、堤防が決壊した13日朝、住家が洪水に呑まれたために自宅に取り残された住民約20名の救出作業が始まりました。黒川消防署の救命ボートや防災ヘリ等により、一人ずつ救出していきましたが、足場は洪水により不安定な状況（腰までの水位）だったため、救出は困難を極めました。



水害現場の水が引いたあとも我々の任務は続きます。瓦礫の撤去や排水作業に加え、家屋が浸水したため半ばゴーストタウンとなった被災地区の警備活動を民間の警備会社が行うまでの約一週間、消防団員が24時間体制で警備を行い、治安維持に努めました。

浸水して使えなくなった家具や家電等の災害ゴミの集積所にて、ゴミ山のなかで熱が籠もったこともあります。幸いにも火災には至らなかったのですが、24時間体制で監視を行いました。

このように、台風19号は本町に大きな爪痕を残していましたが、地域住民や災害ボランティアの方々の協力により、少しずつ復興を進めることができます。

【おわりに】

台風19号で甚大な被害を受けた大郷町ですが、今後、更なる大規模災害が発生することも考えられます。いざという時に自ら考え方行動できるよう、我々消防団員は日々災害を想定して訓練を行う必要があります。また、今回の台風災害がまだ記憶に新しいうちに、教訓にできるところを地域住民にも知っていただきたいと考えています。その為には、平時から地域住民とのコミュニケーションを築きあげ、普段は防災訓練に参加しないような住民にも参加していただけるような関係性が理想だと思います。

大郷町消防団がより安全かつ機能的な消防活動を行えるよう、また地域住民の生命・財産を守るために、今後も訓練に励んでいきたいと思います。

須賀川市「消防団参集アプリ」 活用について

消防団概要

都道府県名	福島県
消防団名	須賀川市消防団
実団員数	1,115名（うち女性団員12名）
H P アドレス	http://www.city.sukagawa.fukushima.jp
消防団事務局	〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135番地 須賀川市役所 総務部市民安全課 消防係 電話 0248-88-9133 メールアドレス anzen@city.sukagawa.fukushima.jp



【アプリ導入の経緯】

アプリ導入前の火災発生時における連絡体制は、消防署から、団本部及び団幹部等に火災発生メールが配信され、その後、団幹部等が所属団員へ別途、個別に火災発生情報を伝達していました。

このため、各団員に対する出動要請に時間を要し、その分、消防団活動の初動が遅くなっていました。

そこで、迅速な出動体制を整備するため、火災発生場所の管轄班及び応援班の団員に対して、一斉に情報発信できるアプリを導入しました。

【消防団参集アプリの機能の概要】

アプリソフトは、各団員が所持しているスマートフォン等に各団員が容易にインストールでき、火災発生時はもとより、平常においても消防団活動をサポートしています。

(1) 火災発生

アプリは次の5つの機能により、団員をサポートしています。

- ① 火災が発生した際に、スマートフォンから、緊急性が高いことを知らせるサイレン音とともに、火災発生情報をポップアップ画面に表示されます。
- ② 出火場所をアプリ上で確認でき、火災現場に向かう際には、ナビゲーション機能を利用することができます。
- ③ アプリ上で消火栓等の水利位置を確認できることから、最適な水利に到着する時間が短縮できます。
- ④ 各団員の出動状況や到着時間を班内で共有できます。
- ⑤ 消防車両の部署ごとの停車位置を確認できるため、後続車両も効率的に現場に到着することができます。

また、各団員が屯所を経由せずに直接現場に出動する場合であっても、自らが所属する分団（班）に迅速に合流することができます。



活動内容

特記事項

(2) 平常時

アプリは平常時においても団員をサポートする機能が充実しています。

① 消防水利点検機能

アプリでは管内の消火栓等の情報（位置、種別、口径、点検状況等）を地図上で確認できることに加えて、消火栓等の点検活動を行った際に、点検記録や画像を登録することができます。

これにより、不具合が見つかった消火栓等が使用できないことを各団員が情報共有することができ、消火活動において水利を選択する際に大いに役立ちます。



水利情報が確認でき、簡単な操作で点検記録が可能

② その他（チャット機能による情報共有等）

アプリは、チャット機能も備えており、団幹部からの各団員に対する指示事項も容易に伝達することができるほか、被服の更新申請ができるなど、消防団活動を幅広くサポートしています。

【取組の効果】

アプリの導入により、火災時に、団員がいち早く現場に到着することができることに加え、事前に水利位置が確認できるため、火災現場から水利が離れており中継放水をする場合でも、各分団（班）が連携し、迅速かつ円滑な消火活動に当たることができます。

また、消防署においてもアプリを活用できるため、平常時には水利点検状況、火災時には消防団の部署位置も共有できるようになっています。

【今後の活用について】

現在は、火災発生時の消火活動に特化した機能となっているが、近年多発している水害や地震などにおいても、各団員が災害発生情報を共有し、的確な状況把握に努め、迅速な避難誘導や警戒活動につなげるように、更なる機能の充実強化を図っていきたいと考えています。

風水害発生時における消防団の消防活動訓練



消防団概要

都道府県名	埼玉県
消防団名	富士見市消防団・ふじみ野市消防団・三芳町消防団
実団員数	富士見市消防団 102名（うち女性団員 6名） ふじみ野市消防団 112名（うち女性団員 7名） 三芳町消防団 95名（うち女性団員 10名）
H P アドレス	http://www.irumatohbu119.jp/
消防団事務局	〒356-0058 埼玉県ふじみ野市大井中央1-1-19 入間東部地区事務組合消防本部 警防課 消防団係 電話 049-261-6659 メールアドレス keibo-01@irumatohbu119.jp

実施日：令和2年8月1日（土）

場所：富士見ガーデンビーチ（富士見市営）

目的・経緯：当組合では、平成29年及び令和元年の台風発生時において管内に冠水等の被害が発生したことを受け、冠水地域において救助活動、避難誘導、状況調査等が実施できる折り畳み式の災害救助艇（以下「災害救助艇」という。）を令和2年度に各消防団につき1艇配備しました。この訓練は、局地的大雨、台風等の風水害の発生時において、消防団が消防活動を実施するときに必要な資機材の取扱いに関する技能を習得することにより、「安全・確実・迅速」な活動の向上を図ることを目的として実施したものです。

内容：訓練は、消防団員40人（訓練責任者（消防団長）3人及び訓練実施者（副団長及び分団長）37人）、協力団体（災害救助艇購入業者及び当組合東消防署職員）10人及び事務局（消防本部警防課員）7人で実施しました。

訓練内容は、訓練前半に資機材の取扱訓練を、訓練後半に当該資機材を使用した想定訓練を実施しました。訓練前半の資機材取扱訓練は、災害救助艇の組立を主眼としたブースと、救命胴衣及び胴長靴の着装と歩行訓練を主眼としたブースを設け、訓練実施者を各消防団の区別を付けず2組に分けて時間により訓練内容を入れ替えました。訓練後半の想定訓練は、冠水地域において逃げ遅れた要救助者が発生した想定として、災害救助艇の前後左右に4人、災害救助艇上に1人を配置して救出ポイントまで向かい、要救助者に救命胴衣を着装して災害救助艇に移動させて安全な場所へ搬送する5人一組での救助活動訓練を実施しました。

訓練中の消防団員は、慣れない資機材を取り扱うこともあり、最初は戸惑いもありましたが、水中が見えない中での安全管理を含めた活動について、声の掛け合いやそれぞれの持ち場において要救助者が安全に、そして安心して救出されるよう配慮をしながら訓練を実施していました。

活動内容

活動内容

特記事項



消防団員は、「自らの地域は自ら守る」いう郷土愛護精神を常に持ち合わせており、この訓練の実施も8月の厳しい日差しの中、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抱えながらマスクを着用して必死に取り組んでおりました。また、今回の訓練は、訓練会場となったプールを所管する市教育委員会、災害救助艇購入業者、消防職員等、関係機関から多くの御支援を受け実施することができました。

今回の訓練結果を検討し、分団単位での訓練の実施など訓練内容の見直しを行い、今後も消防団員の「想い」を大切に、関係機関と連携しながら訓練を実施してまいりたいと考えております。

林野火災に対応した長距離中継送水訓練



消防団概要

都道府県名	群馬県
消防団名	桐生市消防団
実団員数	519名（うち女性団員12名）
H P アドレス	http://www.city.kiryu.lg.jp/anzen/shobo/index.html
消防団事務局	〒376-0027 群馬県桐生市元宿町13番38号 桐生市消防本部 総務課 庶務係 電話 0277-47-1701 メールアドレス fd-somu@city.kiryu.lg.jp

実施日：令和元年12月1日
場所：群馬県桐生市新里町大久保 大久保林道
目的・経緯：桐生市は、群馬県の東部に位置し、市域の約7割を山林が占めています。平成26年に発生した約190ヘクタールを焼損した大規模林野火災の経験を踏まえ、平成30年から常備消防と合同で長距離中継送水訓練を実施しています。

内容：大規模林野火災では、山林に何台もの消防車を配置し、長距離中継送水を行った経験から、早期に長距離中継送水体制を確立することを目的に、各車両の部署方法や中継送水におけるポンプ運用技術など、長距離中継送水要領の習得を主眼として訓練を実施しています。

今回の訓練では、災害点を林道の最終地点、水利は麓の小学校のプールを活用して訓練開始。

先着隊は、水利から訓練災害点までの距離を車両のトリップメーターにて算出し、後続隊に伝達します。

続く消防隊は、水利に部署し先着隊から得た距離情報を元に、水利から訓練災害点まで、後続隊を均等に部署するよう指示します。

部署位置の指示を受けた各後続隊は、車両のトリップメーターにて距離を確認して部署し、ホース延長して長距離中継体制を確立していきます。

長距離中継体制を確立後、麓のポンプ車からの送水を受けた中継ポンプ車は、圧力を損なうことのないよう、次々と中継していく、災害点の先着隊への送水を完了しました。

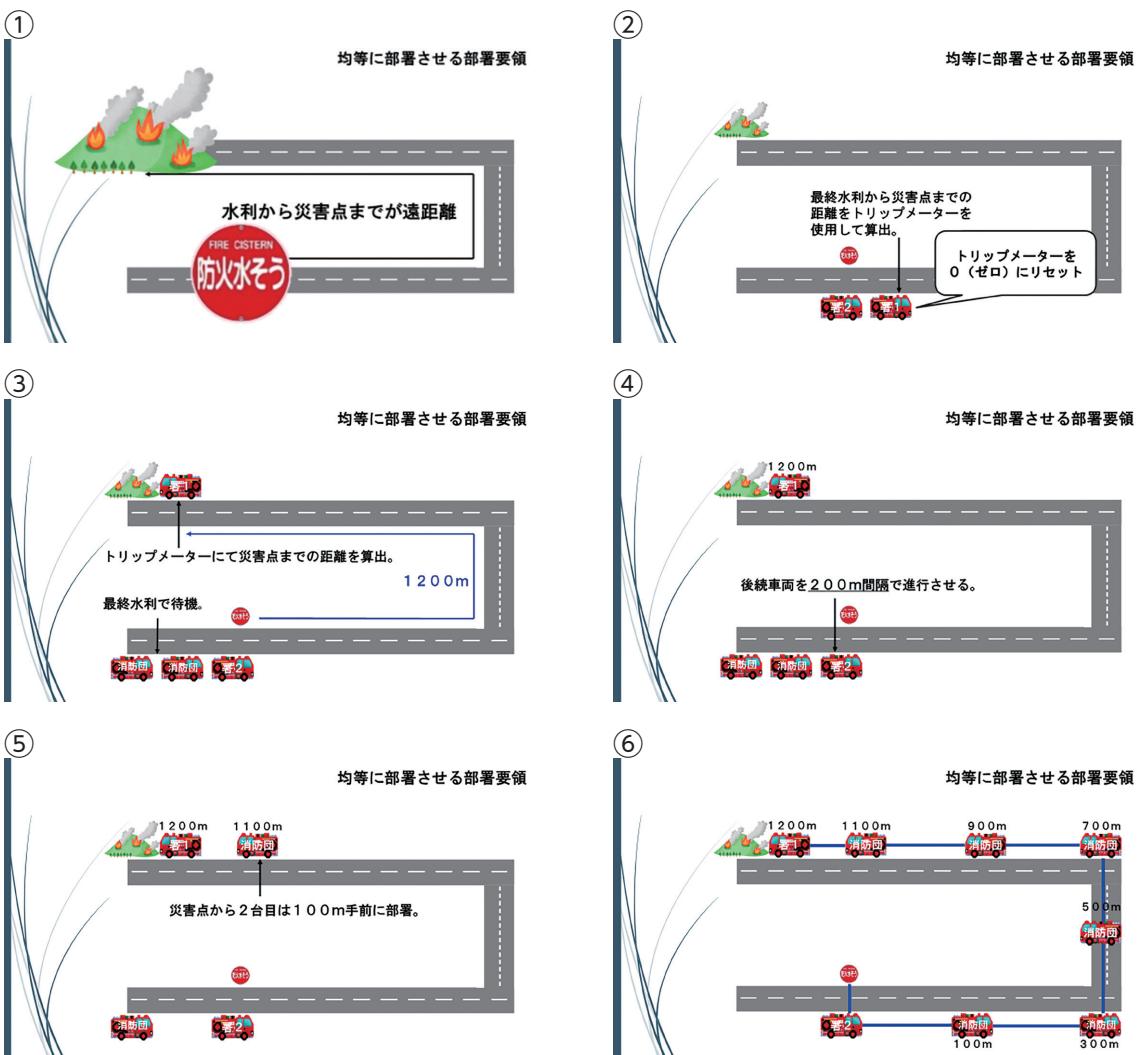
活動内容



活動内容



【訓練要領図】



特記事項

今回の訓練は、長距離中継に消防団、災害点及び水利に常備消防を配置し、合同で訓練をしたことで、お互いが協力しあい連携確認が図れ、大変充実した訓練となりました。

今後もポンプ運用等の不測の事態に備えたトラブル対処法などの研修も実施していく、常備消防との連携強化、ポンプ運用技術の向上に努め、実災害に強い消防団を目指します。

消防力の充実・強化訓練

消防団概要

都道府県名 石川県
 消防団名 穴水町消防団
 実団員数 161名（うち女性団員0名）
 消防団事務局 〒927-0052
 石川県鳳珠郡穴水町字平野トの1番地
 奥能登広域圏事務組合 穴水消防署 廉務係
 電話 0768-52-2011
 メールアドレス anamizuf@p1.cnh.ne.jp



活動内容

穴水町消防団では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から消防団訓練大会が中止となりました。それに伴い、消防能力の低下に繋がらないよう、令和2年9月から令和3年3月末までの間、実動訓練を行うため実施計画を作成し、月に1回訓練を実施しています。

訓練は、まず消防職員による資機材の取扱い、警防活動時の安全管理、訓練で実際に用いる消防戦術についての説明を行います。その後、実際に覚知から防火衣着装、出動途上での無線交信、現場への経路及び水利部署位置を団員間で確認し、現場到着後、防火水槽を使用して1線2口隊形をとり、放水します。他にも使用するホースの数を変更したパターン等、様々な形式があります。

実動訓練を通して、より消防活動について理解を深め消防力及び防火防災意識の向上を図っています。



特記事項

反省会では、トランシーバーが有効に活用されていなかったなどが挙げられ、情報伝達等の難しさ及び重要性を実感する他、団員一人ひとりの役割を明確化することでスムーズな活動を実施することができ、とても有意義な訓練となりました。

今後も多様化する災害に備え訓練内容の見直しを行い、地域住民の安心・安全を守っていく努力を、より一層続けて災害に強い消防団を目指します。

ブラインド型非常召集訓練

都道府県名 滋賀県
 消防団名 守山市消防団
 実団員数 216名（うち女性団員18名）
 H P アドレス <http://www.city.moriyama.lg.jp>
 消防団事務局 〒524-0014
 滋賀県守山市石田町377番地の1
 湖南広域消防局 北消防署 庶務管理係
 電話 077-584-2119
 メールアドレス kita@konan-kouiki.jp



実施日：令和2年9月6日早朝
 場所：守山市内

目的・経緯：毎年、災害時即応体制の構築を図るため、日時・場所等を非公開とした非常召集を実施することで、分団の連携強化・応召状況の把握・情報伝達の検証を行うとともに、資機材取扱いの確認と安全管理の向上を目的に実施しています。

なお、今回（9月6日早朝に実施）は、労働安全衛生規則の一部改正に伴い、各分団へ下肢切断防護衣を配布後、初めて実施する訓練となりました。

内容：

- 守山市から災害発生メールおよびMCA無線による指令を受けた各団員は、各分団詰め所へ参集。
- 消防団員6名が詰所へ到着した時点で待機要員1名を残し5名が消防ポンプ車で、指揮者（団長）が無線指令をされた現場へ出動。
- 現場到着順に、防塵ゴーグル・下肢切断防護衣装着を確認し、エンジンカッター・チェンソーの点検を実施。
- 全分団が訓練現場へ到着時点で災害対応訓練を実施。
- 常備消防（救助隊）による資機材取扱い研修を実施。

上記の流れで訓練・研修を行い、各分団の連携強化と常備・非常備消防で合同研修を実施することができました。



今回の訓練を通して、いつどこで大規模な災害が発生しても迅速に現場へ向かい、情報伝達と連携強化が重要であると再認識できる内容となりました。
 今後、更に研修と訓練を実施し防災力の強化と安全な街づくりを推進していきます。

周南市・市民総合防災訓練2019 ～逃げ遅れ「ゼロ」を目指して～



消防団概要

都道府県名	山口県
消防団名	周南市消防団
実団員数	1,003名（うち女性団員73名）
H P アドレス	http://www.city.shunan.lg.jp/
消防団事務局	〒745-0056 山口県周南市新宿通5丁目1番3号 周南市消防本部 消防総務課 消防団担当 電話 0834-22-8755 メールアドレス sho-somu@city.shunan.lg.jp

実施日：令和元年11月17日（日）

場所：周南市立熊毛中学校（周南市大字安田1827-1）

目的・経緯：周南市の東部に位置する熊毛地区は、平成30年7月豪雨により各地で土石流が発生し、尊い人命と家屋をはじめとした貴重な財産が多数失われました。

この災害に熊毛地区を管轄する周南市消防団第一方面隊が出動し、行方不明者の救助活動をはじめ、住民避難や土のう構築など、住民に寄り添った活動を実施しました。

この災害を教訓として、令和元年度周南市総合防災訓練に周南市消防団第一方面隊が参加いたしました。

対象：熊毛地域全域（三丘、高水、勝間、大河内、八代）
内容：【災害想定】

2日前から300mmを超える大雨が降り続き、3日目未明には1時間60mmを超える局地的大雨を記録し、土砂崩れによる交通障害が発生。また、午前8時00分、大河内断層を震源域とする巨大地震が発生し、熊毛地域において最大震度5強を観測。地震により島田川の堤防に亀裂が生じた。前日からの大雨と地震により熊毛地域各所で土砂崩れや河川の氾濫が起きたため、交通障害の拡大や家屋の浸水（床上、床下）、倒壊が多数発生した。

【参加機関】

周南市、上下水道局、光地区消防本部、周南市消防本部、周南市消防団、光警察署、陸上自衛隊、日本赤十字社、NTT、周南アマチュア無線防災ネットワーク、日本防災士、防災アドバイザー、各地区自主防災組織

【内容】

市民参加型の訓練であり、地域住民の避難、避難所の設営、炊出しなどが行われるとともに、災害対策本部の設置や職員参集訓練、情報収集伝達訓練などの実動訓練も並行して実施されました。消防団においては、団が所有する救命ボートを使用した救出訓練や消防団車両による巡回避難誘導広報訓練を行ったのち、団車両の展示、消火体験や学生消防団の指導による土のう作りなどの体験型訓練を実施しました。

活動内容

活動内容

特記事項



様々な機関が参加し、「自助、共助、公助」による防災意識の向上が図られ、また、お互いの活動を見たり知ったりすることで、認識も深まり、今後の防災活動時等の連携構築ができたように思います。

会場の展示ブースには、平成30年豪雨災害時の展示パネルが設置されており、災害に備える意識の高さを感じました。また、消防団ブースにおいては、表彰や活動写真の展示により、市民に消防団活動を知って頂くよい機会になりました。車両展示には、たくさんの子供が集まり、保護者からは入団に関する質問を頂いたりすることができました。たくさんの住民や機関が集まり、実のある訓練になったことに感謝いたします。今後も、災害に対する意識を保ちつつ、住民に寄り添った活動を実施していきたいと考えています。



新居浜海上保安署・新居浜市消防本部 消防業務協定締結に伴う合同訓練

消防団概要

都道府県名	愛媛県
消防団名	新居浜市消防団
実団員数	725名（うち女性団員23名）
消防団事務局	〒792-0025 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市消防本部 消防総務課 総務担当 電話 0897-65-1340 メールアドレス syoubosoumu@city.niihama.lg.jp



活動内容

実施日：令和2年2月4日
場所：愛媛県新居浜市大島
経緯：令和2年1月29日に、新居浜海上保安署と新居浜市消防本部の間で消防業務協定が締結されたことに伴い、市内唯一の離島地域で火災が発生したことを想定し、合同訓練を実施した。
対象：新居浜海上保安署・新居浜市消防本部及び消防団・大島連合自治会
内容：当訓練は令和2年2月4日、新居浜市大島内の大島港付近で火災が発生し、住宅に延焼拡大していることを想定し、新居浜海上保安署、新居浜市消防本部及び消防団、そして大島住民の連携を強化することを目的として実施しました。

新居浜市内の常備消防及び分団は迅速に大島へ上陸するため、新居浜海上保安署近くの中須賀港へ集結し、可搬装備と共に監視取締艇「ぶれあです」へ乗船しました。

また、大島の対岸付近を管轄とする消防分団は通常の交通機関である渡海船を使用して大島へ上陸するなど、実戦に即した活動を目指しました。大島へ上陸後は管轄分団である大島分団と共同でホースを延長し、効果的な消防戦術を確認したほか、大島住民も訓練に参加し、消火栓へ直接ホースを接続して放水する訓練や、水消火器を使用した初期消火訓練等を行いました。このほか、巡回艇「はまぎく」に搭載されたポンプで海水を吸い上げ、ホースで放水する活動の確認等を行うなど、充実した内容となりました。



活動内容

特記事項



新居浜市大島は市内唯一の離島地域であり、新居浜市合併前の昭和25年当時、1800人を超える漁業、農業の町として栄えました。また、有名な村上水軍の統領であった村上義弘生誕の地とも伝えられ、今なお島内では大島城跡をはじめとした貴重な遺跡が残っています。

令和2年4月現在の大島は少子高齢化が進み、また総人口も177人と大きく減少しており、地域防災力の確保が最重要課題となっていましたが、当訓練後の令和2年7月1日に、女性を含めた大島住民23名を機能別消防団員に任命し、火災、水害等発生時において消防隊、消防団到着までの初期対応、及び到着後の後方支援を実施することとなりました。

また新居浜海上保安署との業務協定は訓練のとおり、島内での災害発生時、消防職団員や消防装備の海上輸送を可能とするものであり、島民の安全・安心な生活を守ることに大きく寄与すると考えています。

新居浜市は令和2年4月、建設を進めてきた消防防災合同庁舎の供用を開始しました。当庁舎は危機管理部門、消防部門、上下水道等のインフラ部門を収容し、災害発生時に迅速且つ統合的な対応を行うことを可能としており、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害発生時に有効に機能することが期待されています。また1階には防災センターが設置され、地域住民が消防防災等に関する体験学習を受講することが可能になっています。

新居浜市としては、今後も消防団を中心とした地域防災力の向上に努め、住民の安全・安心な暮らしを守る取組みを進めていきたいと考えています。

龍郷町消防団 ファーストレスポンダー隊



消防団概要

都道府県名	鹿児島県
消防団名	龍郷町消防団
実団員数	142名（うち女性団員2名）
Facebook	www.facebook.com/tatsu5.fr/
消防団事務局	〒894-0102 鹿児島県大島郡龍郷町瀬留988番地（奄美大島） 大島地区消防組合龍郷消防分署 救急係 電話 0997-62-2611 メールアドレス kyukyu_01@town.tatsugo.lg.jp

活動内容

- 目的・経緯： 龍郷町では、急峻な山と海岸線に挟まれた地域に集落が点在するという地形的な特性から救急車の現場到着まで時間を要している。
また、管轄する消防署ではドクターへリに対して支援隊を回す人的余裕がないことから、地域に根差す消防団の特性を生かし、救急隊到着前の応急手当とドクターへリのランデブーポイント（場外離着陸場）での安全管理、消防団車両による医師・看護師搬送（通常走行）を行うことで早期医療介入を同時に支援し救命率の向上を図ることを目的としている。
- 内容：
- 定期講習会（年4回実施）
 - 救急講習会での指導・サポート
 - 救急隊到着前の応急手当
 - ランデブーポイントでの安全管理と医師・看護師搬送（通常走行）



特記事項

【発足後の効果と反響】

消防団による救急隊への活動支援や医師・看護師の早期医療介入が実現し救急活動全般に貢献している。

また、同じ悩みを持つ全国の自治体からの問い合わせや講師派遣依頼があり、反響の大きさに驚いている。

【今後の課題】

定期講習会への参加率や実出動回数等、隊員個人間の経験値に差が出ており活動に不安を感じる隊員もいる。今後は、定期講習会だけでなく隊員同士がお互いに経験を伝えていける仕組みを構築し次回の活動につなげていきたい。

地域の小学校と連携して 楽しく防災を学ぼう

消防団概要

都道府県名	宮城県
消防団名	仙台市宮城消防団
実団員数	282名（うち女性団員10名）
HPアドレス	https://www.city.sendai.jp/shoboden/kurashi/anzen/shobo/shobokyoku/shoboden/index.html
消防団事務局	〒989-3126 宮城県仙台市青葉区落合2-15-1 仙台市宮城消防署 総務係 電話 022-392-8119 メールアドレス syo018010@city.sendai.jp



活動内容

令和2年9月12日（土）に仙台市立錦ヶ丘小学校で実施された、「生き活き防災教室」において、先生方と協力し防災知識の普及活動を、小学5年生を対象として行いました。

「ロープワーク」では、普段ふれるこの少ないロープの取扱いに戸惑う様子が垣間見られましたが、結び方を覚えようと夢中になるその姿はとても楽しそうで、それを指導する消防団員にも熱が入りました。

また、「応急担架の作り方」では、緊急時であっても身の周りにある毛布や防水シートを活用しながら担架を作製できる実践例を学ぶとともに、消防団員と協力して傷病者を搬送する様子はとても頼もしく感じられました。

新型コロナウイルスの影響により、様々な行事や訓練が中止される中、このような取り組みは大変重要であり、感染防止に配慮しながらの活動ではありましたが、子供たちには貴重な体験であったと思われます。

終始和やかな雰囲気で行われたこの活動と子供たちの笑顔にふれて、これからも地域と連携を図りながら、防災活動に尽力していく決意を新たにしました。



育てよう！未来のヒーロー (体験型 消防訓練)



消防団概要

都道府県名 福島県
 消防団名 いわき市消防団
 実団員数 3,202名（うち女性団員16名）
 H P アドレス <http://www.city.iwaki.lg.jp>
 消防団事務局 〒970-8026
 福島県いわき市平字正内町22
 いわき市消防本部 総務課 消防団係
 電話 0246-22-0120
 メールアドレス shobo-somu@city.iwaki.lg.jp

活動内容

実施日：令和2年9月4日（金）
 場所：いわき市立錦東小学校
 目的・経緯：消防団員と共に放水体験することにより、ボランティアの精神を学び、地元の身近なヒーローである消防団員に魅力を感じてもらう。平成30年度全国消防団員意見発表会において、優秀賞を受賞した団員の意見を具現化したものです。

対象：市内小学校
 費用等：無償
 内容：
 (1)消防職員による講話
 (2)消防団員による講話
 ※消防団の魅力を伝えます。
 (3)防災士による講話
 (4)消防団による放水実演及び放水体験
 ※プール水を利用して校庭中央で放水します。



特記事項

小学生に大変人気のイベントです。今後、他の小学校でも同様な取り組みを検討しています。

頑張れ！「京都市ジュニア消防団」



消防団概要

都道府県名 京都府
 消防団名 京都市内各分団
 実団員数 4,529名（うち女性団員551名）
 H P アドレス <https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000176002.html>
 消防団事務局 〒604-0931 京都府京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450-2
 京都市消防局 総務部 消防団課
 電話 075-212-6619
 メールアドレス kyoyo-shobo@city.kyoto.lg.jp

目的・経緯： 京都市では、平成30年4月から小学校高学年（4～6年）を対象に、消防団活動の体験や地域での防災訓練に参加する機会を充実させるなど、地域に密着した活動体験の機会を提供し、将来の消防団員及び地域防災の担い手として成長していただくことを目指し、「京都市ジュニア消防団」を創設。

京都市ジュニア消防団は、市内11消防団の管轄区域に設置し、当該区域に居住、又は通学する少年少女を対象とし、各消防団員が防火防災研修などの指導を行う。

実施日：毎月1回程度
 場所：各消防団の管轄区域
 対象者：市内11ジュニア消防団（438名が在籍）
 内容：（1）地域の活動（消防団活動の体験や地域での防災訓練への参加）
 （2）集合研修（消防署を活用した技能研修等）

活動内容



救命講習



防火広報



放水体験



防災訓練参加

活動内容

【配布物品】

ジュニア消防団員には、ジュニア消防団員証及び活動帽（アポロキャップ）を配布。

【損害補償】

放水等の消防団活動を体験するため、スポーツ安全保険に加入。

特記事項

ジュニア消防団員からは、活動に参加することが楽しい、新しい友達ができたとの感想や火事の怖さが分かったなどの意見を聞いています。

指導消防団員からは、今後の消防団を担う児童への育成指導はやりがいがあるということを聞いており、消防団のPRだけでなく、消防団活性化の効果もあったと考えます。

活動内容

消防団概要

都道府県名	大分県
消防団名	別府市消防団
実団員数	412名（うち女性団員43名）
HPアドレス	https://www.city.beppu.oita.jp/fire-dep/09syouboudan/syouboudan.html
消防団事務局	〒874-0905 大分県別府市上野口町19番27号 別府市消防本部 庶務課 施設消防団係 電話 0977-25-1123 メールアドレス fire-dep@city.beppu.lg.jp

実施日：令和元年10月13日（日）9時00分から12時00分
 場所：別府市立山の手小学校グランド
 対象：別府市立山の手小学校の2～6年生の児童
 目的・経緯：消防団のPR及び将来における消防団員の確保
 費用等：約1万円（記念品代）
 内容：本事業は小学校の児童を対象とした消防訓練の体験イベントであり、平成30年度から開催し、今回は2回目であった。
 訓練の指導については、平成29年度に大分県から認定された地域消防アドバイザー及び、小学校を管轄区域とする消防団が全て行い、幼少期から消防団という存在を認識してもらい、将来における団員の確保を目的として実施した。
 また、同伴した保護者や来賓の自治会員に対しても消防団をPRできた。訓練内容については、放水体験・水消火器取扱体験・訓練礼式体験・消防団車両を使用しての火災予防広報体験を実施した。



【放水体験】



【訓練礼式体験】



【水消火器取扱訓練】



【火災予防広報体験】



【終了式】

特記事項

参加した児童の親や、友人の親が消防団員として訓練の指導を行っており、普段とは違う姿を見て、自分も将来消防団に入りたいという児童もいた。
 また、児童に訓練を指導するという事で、消防団員についても基礎を再確認でき、良い機会となった。
 消防団の活動を日頃見ることがない方々に対しても、存在をPRすることができた。



七夕プロジェクト2020 with 婦人防火クラブ

消防団概要

都道府県名	宮城県
消防団名	仙台市太白消防団
実団員数	366名（うち女性団員25名）
HPアドレス	http://www.city.sendai.jp/shobodan/kurashi/anzen/shobo/shobokyoku/shobodan/index.html
消防団事務局	〒982-0813 宮城県仙台市太白区山田北前町15-1 仙台市太白消防署 警防課 管理係 電話 022-244-1119 メールアドレス sy018010@city.sendai.jp



活動内容

実施日：令和2年7月27日～8月31日
場所：太白消防団管内の機械器具置場及び機械器具置場に併設する又は隣接する市民センターなど 計8ヶ所

目的・経緯：防火・防災意識の普及啓発及び入団促進を図るため、消防団員の確保対策として例年、管内で開催されるお祭りやイベント等の場で消防団のPR活動や入団促進キャンペーンを実施しておりましたが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響で、「仙台七夕まつり」をはじめ、あらゆるイベントが中止になり、消防団活動も制限され従来どおりの活動ができなくなっていました。

そんな中、何かできることはないだろうか？と暗中模索していたところ、消防団同様に活動が制限されている婦人防火クラブの中から「仙台七夕が中止なら、自分たちで火災予防にちなんだ七夕飾りを飾って普及啓発しよう」という声が挙がり、消防団もこれに賛同し、婦人防火クラブとタイアップして七夕プロジェクトを展開する運びとなりました。

内容：消防署、出張所庁舎用の飾りは、婦人防火クラブが町内会や小・中学校・幼稚園等と協力して作成・飾り付けを行い、消防団は、この飾りに「消防団員募集中」の吹き流しを取り付け、機械器具置場や置場付近の市民センター等に掲出し、防火・防災意識の普及啓発と併せ、消防団のPR・団員募集の呼びかけを行いました。

対象：地域住民及び市民センター等の利用者

費用等：婦人防火クラブ活動費と折半、消防団負担分は活性化対策事業助成金を充当



【太白消防署（プレイベント）】



【太白消防署（プレイベント ライトアップ）】

活動内容



【太白消防署（屋内）】



【八木山出張所】



【郡山分団（郡山コミュニティセンター）】



【山田分団（機械器具置場）】



【東中田分団（東中田市民センター）】



【生出分団（生出市民センター）】

地域住民や子供たちからも大変好評で、「来年もやって欲しい」との声が挙がっており、市民センター等の施設関係者からは、「一つだけでなくもっと飾ってもいい」という言葉も頂きました。

また、施設利用者の中には「消防団員を募集してるんだあ」と興味を示す方が何人かいたと伺い、入団には至らずとも少なからず消防団のPRはできたと思われます。

来年度も実施する場合は、地域住民や施設利用者等が自由に短冊などを飾り付けできるようにするなど地域の方々がより楽しめる工夫をしたり、消防団のパンフレット等を併用するなどして七タプロジェクトの充実を図り、入団促進にも繋げていきます。

特記事項

機能別団員広報活動 (支援団員、学生団員の活動事例) ～無理なくできる地域貢献～

消防団概要

都道府県名 福島県
 消防団名 福島市消防団
 実団員数 2,392名（うち女性団員63名）
 HPアドレス [http://www.city.fukushima.fukushima.jp/
bosai/shobo/shobohonbu/shobo/shobodan/index.html](http://www.city.fukushima.fukushima.jp/bosai/shobo/shobohonbu/shobo/shobodan/index.html)
 消防団事務局 〒960-8001
 　福島県福島市天神町14番25号
 　福島市消防本部 消防総務課 消防係
 　電話 024-534-9107
 　メールアドレス syoubou@mail.city.fukushima.fukushima.jp



活動内容

実施日：令和2年10月10日（土）
 場所：福島市松川町浅川字床ノ窪12-2 「福島南消防署」（支援団員）
 　福島市早稲町1-1 「こむこむ館」（学生団員）
 目的・経緯：令和2年10月1日に発足した「機能別団員」の活動についてテレビで紹介するため、支援団員と学生団員が出演するもの。
 対象：福島市消防団 機能別団員（支援団員、学生団員）
 費用等：消防本部 予算 0円
 　（福島市 広聴広報課 予算 約1,000万円／年）

【内容】

支援団員は、基本団員と放水訓練や訓練礼式を実施した。退団後のブランクがあるため放水活動について基本団員と一つ一つ行動を確認した。

また、今後、基本団員への技術の伝承と日中の活動を補うことを目的としていることを紹介した。

また、学生団員は、「消防団について」「学生団員について」「今後の活動について」研修を実施した。

さらに、大規模災害が発生した場合を想定し、避難所の体験を紹介した。



特記事項

テレビ放送は、令和2年11月1日（日）と7日（土）に福島県の民放4局で放送された。機能別団員の定員は、154名で、発足時、支援団員として30名の入団申し込みがあり、消防職員OBも1名入団した。

今後も、サラリーマン化がさらに進むと予想されることから、基本団員の活動を補う支援団員の入団が増えることを期待する。

また、学生団員は37名の入団申し込みがあり、うち36名が女性であった。消防団のイメージを大きく変えるチャンスと考え、これから消防団活動について広く意見を聴取し、地域の基本団員の方々と交流を深めながら楽しく消防団活動ができるよう柔軟に対応したい。

市内4大学の学園祭で前橋市消防団をPR



消防団概要

都道府県名 群馬県
 消防団名 前橋市消防団
 実団員数 1,073名（うち女性団員19名）
 H Pアドレス <http://maebashi-shouboudan.com>
 消防団事務局 〒371-0014
 群馬県前橋市朝日町四丁目22番2号
 前橋市消防局 総務課 企画係
 電話 027-220-4504
 メールアドレス soumu@mfd.city.maebashi.gunma.jp

活動内容

実施日：令和元年10月～11月
 場所：市内4大学

目的・経緯：前橋市消防団では市内4大学の学園祭でブースを出展し、消防団のPR及び団員募集を実施しております。

消防団とは何か、どんな活動をしているのかなどを幅広い世代に知っていただきためパンフレットの配布やDVDを上映し、広報活動をいたしました。

さらに、市民が消防団についてどのようなイメージを持っているかを知るために、アンケート調査も実施し様々な意見をいただくことができました。

また、非常食の試食会も行い、非常食の作り方や味を知ってもらうことで防災意識の向上や防災対策物品の備蓄を呼びかけました。

今後も継続して様々なイベントに参加し、消防団員募集及び防災意識の普及、啓発に努めて参ります。

対象：大学生及び学園祭来場者



特記事項

今回のアンケート調査では500名を超える市民の方に回答いただき、様々な意見をいただきました。今後は、アンケート結果を反映した広報活動や消防団のイメージアップを行っていきたいと思います。

東金市消防団 学生消防団員による 防火パトロールの実施について



消防団概要

都道府県名	千葉県
消防団名	東金市消防団
実団員数	463名（うち女性団員6名）
HPアドレス	http://www.city.togane.chiba.jp/0000006549.html
消防団事務局	〒283-8511 千葉県東金市東岩崎1番地1 東金市総務部消防防災課 消防安全係 電話 0475-50-1119 メールアドレス syobo@city.togane.lg.jp

東金市消防団は、地域防災を担う消防団員として、平成30年度より市内にキャンパスのある城西国際大学と連携し、学生消防団員制度を導入しました。

学生団員の皆さんには機能別消防団員として、平時には救命講習や予防啓発活動、団のPR活動にあたってもらい、災害時には避難所運営の後方支援に従事してもらうこととなっております。

令和元年の秋季全国火災予防運動の際には、防火意識の普及を目的とした『防火パトロール』を学生消防団員により実施しました。

誘導棒を片手に1列に連なった学生消防団員が、市内のキャンパスのある地域を中心に拍子木を打ち鳴らしながら、約1時間かけて地域住民に火災予防について呼びかけを行いました。



活動内容

特記事項

今後について、学生団員の皆さんには引き続き応急手当普及員の資格取得や消防団の各事業へ参加いただくとともに、地域住民と一緒にした防火啓発活動等も行っていきたいと考えます。

また、城西国際大学には看護学部や国際人文学部国際交流学科等それぞれの学部・学科があり、所属する学生の専門知識の活用や留学生による消防団活動もできると期待しております。

今後も消防団員の確保のため、PR活動を続けていきたいと考えております。

日本一小さな自治体の消防団



都道府県名	富山県
消防団名	舟橋村消防団
実団員数	31名（うち女性団員0名）
HPアドレス	http://www.vill.funahashi.toyama.jp/
消防団事務局	〒930-0295 富山県中新川郡舟橋村佛生寺55 舟橋村役場 総務課 電話 076-464-1121 メールアドレス somu01@vill.funahashi.toyama.jp

舟橋村は、富山県のほぼ中央に位置する北陸で唯一の村、そして面積が3.47km²と日本一小さな自治体で、明治22年の市町村制の施行以来、一度も合併をしていない希少な自治体の一つです。平成に入ってから富山市のベッドタウンとして村の人口は急増し、それまで1,400名前後で推移していた人口は、現在では3,200名を超みました。

近年は「子育て共助のまちづくり」に挑戦中。村が整備した都市公園「オレンジ・パークふなはし」で月1回開催されている「園むすびプロジェクト」には、村内外から多くの親子が参加するなど、子育て政策において多くの方から注目される自治体です。

そんな日本一小さな自治体の消防団。分団は無く「舟橋村消防団」として団長以下31名の団員が「安全・安心な舟橋村を守り抜く！」を合言葉に昼夜を問わず日々活動しています。

なかでも特徴ある行事が毎月7月の最終日曜日に実施している「夏季訓練」。

ここでは常備消防である上市消防署舟橋分遣所との合同消火訓練のほか、地域の「ひとり暮らし高齢者」を団員が訪問し、火災予防や熱中症・感染症の予防を呼びかけています。

「消防団が自宅まで来てくれて嬉しかった」「みんなが見守ってくれるという実感がわいて安心した」など、お年寄りから好評で、日本一小さな自治体の消防団としてこれからも継続していきたい行事の一つと考えています。

一方で全国の消防団と同様に、団員確保について課題となっているのも事実です。昔は農業や自営業が多かった団員も、今ではほとんどがサラリーマンとなりました。

また、核家族化が進んでいることに加え、若年層の地域社会への参加意識が低くなっていることから、消防団をアピールし、新規に入団してくださる方を広く募集するため、地域の子供達とその保護者、そして団員が一緒に、詰所のシャッターにイラストを描く行事を実施しました。



【高齢者訪問】



【シャッターアイラスト】

地元の中学生が描いた作品から2点を選定し、それをシャッター2枚に描くもので、約30名にご参加いただき、団員と一般参加者が協力して楽しく作業を進めることができました。

完成後も「詰所のシャッターにイラストが入ったことで、周辺の雰囲気が一気に明るくなった」と村民からも好評です。

これからも「日本一小さな自治体の消防団」は「日本一地域に愛される消防団」となるよう、活動を続けて参ります。

緊急事態宣言発令中の献血活動実施について



消防団概要

都道府県名	兵庫県
消防団名	三田市消防団
実団員数	704名（うち女性団員12名）
H P アドレス	https://www.city.sanda.lg.jp/shoubou_soumu/shouboudan.html
消防団事務局	〒669-1543 兵庫県三田市下深田396番地 三田市消防本部 総務課管理係 消防団担当 電話 079-564-7302 メールアドレス ssoumu_u@city.sanda.lg.jp

実施日： 令和2年5月6日（水）
 場所： 三田市消防本部駐車場（三田市下深田396番地）
 目的・経緯： 新型コロナウイルス感染拡大に伴い緊急事態宣言が発令されている中、我々消防団でなにか市民・社会に貢献できることはないか考えていたところ、全国的に献血数が激減し血液不足が懸念されているという話を聞き、消防団をあげて献血を実施することとしました。
 費用等： 神戸赤十字献血センター協力のもと費用はかかっておりません。

活動内容



特記事項

当日は市内7つの分団で時間を区切り、待機時間の密を防止しました。また、屋外で受付や待機をして人の間隔を開けるなどして感染予防対策を徹底して実施しました。一般の方のご賛同もあり総勢131名もの献血を実施することができました。献血に協力した消防団員の中には、「普段の消防団活動とは違ったが、このような時期だからこそ社会に貢献出来て光栄」との意見がありました。この他にも、緊急事態宣言の発令に伴う住民に対する広報活動や幟の作成など消防団として地域に貢献したいという強い思いで日々活動しています。これからも、三田市消防団員は一丸となって、三田市を元気付けていく所存です。

消防団概要

都道府県名 岡山県
 消防団名 瀬戸内市消防団
 実団員数 424名（うち女性団員4名）
 H P アドレス <http://www.city.setouchi.lg.jp>
 消防団事務局 〒701-4214
 岡山県瀬戸内市邑久町本庄1795
 瀬戸内市消防本部 総務課 消防団係
 電話 0869-22-1334
 メールアドレス syoubousoumu@city.setouchi.lg.jp



活動内容

実施日：年間を通じ撮影を実施
 場所：瀬戸内市内
 目的・経緯：当消防団においても地域の安全を確保するためには、地域住民の最も身近な存在である消防団を中心とした防災力の充実強化が極めて重要であると考えています。しかしながら、当地域においても、消防団員数は減少傾向にあり地域防災力の低下が懸念されています。このような状況を開拓するため、現役消防団員の活躍をPR動画にしました。

対象：瀬戸内市消防団員
 費用等：音源代（3,300円）
 ※岡山県消防団活動支援自動販売機の売上金より支出
 DVD及びケース代（3,570円）
 内容：撮影及び編集は瀬戸内市消防本部の消防団事務局が行いました。

PR方法については、瀬戸内市消防団PR動画をYouTube及び瀬戸内市ホームページに掲載した内容のお知らせ文及び録画DVDの配布を県内における官公庁及び関係各所約150ヶ所へ送りました。又、秋の火災予防運動週間中においてPR動画を市内の大型スーパー及び大型家電量販店に協力を頂いてテレビ放映を実施しました。



特記事項

瀬戸内市消防団のPR動画作成後は多くの方に視聴をしていただき、瀬戸内市消防団員が活躍している姿をアピール出来たとともに、多くの方に励ましと信頼の声をいただき、団員全体の士気の向上にも繋がった。

女性から見える消防団のイメージ

消防団概要

都道府県名	広島県
消防団名	三原市消防団
実団員数	1,294名（うち女性団員18名）
H P アドレス	http://www.city.mihara.hiroshima.jp/site/syouboh
消防団事務局	〒723-0051 広島県三原市宮浦一丁目22番2号 三原市消防本部 警防課 警防係 電話 0848-64-5924 メールアドレス shobokeibo@city.mihara.hiroshima.jp



活動内容

実施日：令和元年7月13日（土）

場所：三原市消防本部（署）

目的・経緯：三原市では、毎年、三原消防まつり実行委員会の主催で三原消防まつりが開催されています。このまつりの目的は、広く市民に防火・防災について感心を深めてもらい、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指すことであり、志を同じくする三原市消防団も共催しております。

令和元年に開催された第43回三原消防まつりにおいては、女性消防団員が消防団についてのアンケート調査（消防団への入団促進、今後の消防団広報戦略につなげるため）を行いました。

対象：消防まつりに来られた地域住民

費用等：女性消防団員の出務については、費用弁償を支給しました。

【活動風景】



特記事項

例年、消防まつりでは消防署員が救急法講習を実施しており、女性消防団員も補助を行うことで活動のPRを行っていました。

令和元年に開催された令和元年に開催された第43回三原消防まつりにおいては、新たに来場された地域住民の方にアンケート調査（アンケート用紙・聞き取り）を実施しました。女性消防団員が実施することで女性から多くの意見を伺うことが出来ました。この結果を基に今後の入団促進や消防団の広報活動につながることを期待します。

活動内容

特記事項

消防団概要

都道府県名 大分県
 消防団名 佐伯市消防団
 実団員数 1,659名（うち女性団員25名）
 H P アドレス <https://www.city.saiki.oita.jp/syoubou119/default.html>
 消防団事務局 〒876-0047
 大分県佐伯市鶴岡西町1丁目223番地
 佐伯市消防本部 総務課
 電話 0972-22-3301
 メールアドレス saikipr@city.saiki.lg.jp

実施日：令和元年7月15日（月）海の日
 場所：海上自衛隊 佐伯基地分遣隊グラウンド
 対象：幼児～小学生
 目的・経緯：佐伯市消防団では、市内の各種イベントに参加して、消防団活動に対する理解と入団促進に努めています。
 「海の日」には、毎年佐伯基地分遣隊主催のイベントが開催されており、女性団員も参加しています。
 消防団ブースに訪れた子供たちが、防火衣の着用やはしご車の乗車等を体験し嬉しそうな笑顔を、家族も楽しそうに写真に収めています。

費用等：なし



女性ならではの細やかな心遣いや、柔らかい雰囲気もあり、消防団ブースには多くの子供連れの家族等が訪れ大盛況でした。
 また、子供たちからは、消防団に関する質問も多くあり、団員が丁寧に受け答えすることで、市民の皆さんへ消防団活動を理解してもらう良い機会となりました。
 今後もこれらの活動を継続することで、消防団活動の活性化、団員の確保、地域防災力の向上を目指していきたいと思います。



行動力にあふれた消防団員募集で 充足率100%達成



消防団概要

都道府県名	東京都
消防団名	成城消防団
実団員数	257名（うち女性団員40名）
消防団事務局	〒157-0066 東京都世田谷区成城一丁目21番14号 成城消防署（消防団本部）警防課 防災安全係 電話 03-3416-0119 メールアドレス https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp

近年、全国的に消防団員数の減少に歯止めがかかる中、成城消防団においても例外ではなく年々消防団員数が減少し、平成30年3月には217名、充足率86.8パーセントまで低下しました。

このような状況の中、成城消防団では充足率の減少に問題意識を持ち、町会・自治会と強く連携して、地域の各種会議、防災会議、お祭り、イベント等の機会を捉えての募集活動や、管内の日本女子体育大学のライフセービング部に所属する学生団員による先輩から後輩への積極的な勧誘活動を行ったところ、人や地域に貢献したい志を持つ多くの学生が入団し、令和元年10月には充足率100パーセントを達成し、令和3年2月現在も維持しています。

また、学生専用マンションに居住する学生への募集活動や各種のホームページとリンクした募集広報を行うなど多角的な入団促進活動を実施しました。



活動内容

特記事項

入団した学生団員は、卒業後もそれぞれの社会で消防団をはじめとした防災活動を志していることから、今後も様々な地において成城消防団で培った知識・技術を活かしての活躍が期待されます。

消防団概要

活動内容

特記事項

太田市消防団 機能別消防団員の導入



都道府県名	群馬県
消防団名	太田市消防団
実団員数	587名（うち女性団員11名）
HPアドレス	http://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/ 0150-001shoubou/syo-soumu/index.html
消防団事務局	<p>〒373-0063 群馬県太田市鳥山上町409-1 太田市消防本部 消防総務課 消防団係 電話 0276-33-0201 メールアドレス 061100@mx.city.ota.gunma.jp</p>

- 目的：太田市との包括協定に基づき、大規模災害発生時、地域に精通する職務の特徴を生かした情報収集を行う機能別消防団員を選任し、太田市民の安全・安心のため、地域支援に関わる事を目的とする。
- 対象：太田市と包括協定を結んでいる企業(群馬銀行9名、桐生信用金庫16名)に勤務している職員

・待遇等：各任務共通

- 【身分】非常勤の特別地方公務員
- 【組織】団本部付
- 【階級】団員
- 【手当】活動があった場合、日額2,000円を半期ごとにまとめて支給
- 【福利厚生】非常勤消防団員等公務災害補償、消防団員等福祉共済
- 【被服等】アポロキャップ、ベスト等、活動上必要となる被服等を貸与

・発足式の開催

- 実施日 令和2年8月6日（木）
場所 太田市消防本部 5階 会議室



【効果・意見】

- ・機能別消防団員の導入により、基本消防団員の補完的な役割を担うことで、より一層災害対応が強化できる。
- ・基本消防団員は減少傾向であるが、消防団員の確保ができる。また、機能別消防団員として活動していく中で、消防団活動に興味があれば将来的に基本消防団員としての入団に繋がる。

【検討・活動予定】

- ・情報収集のほか、避難所の運営補助（通訳）、ラッパ吹奏や消防団のPRなどの予防広報といった活動を行う機能別消防団員を募っていく。

消防団概要

とちぎ学生防災サークル 支援事業について



都道府県名	栃木県
消防協会名	公益財団法人 栃木県消防協会
実団員数	14,543名（うち女性団員303名）
H P アドレス	http://www.tochisyobokyo.sakura.ne.jp
消防協会事務局	〒321-0414 栃木県宇都宮市中里町248 公益財団法人 栃木県消防協会 電話 028-666-5381 メールアドレス tochisyobokyo@bz01.plala.or.jp

栃木県消防協会では、令和元（2019）年度から、若者の地域防災への関心を高めるとともに、地域防災の要である消防団員の加入促進を図るため、県内大学等と連携して、学生の消防・防災に関するサークル活動の活性化を支援する「とちぎ学生防災サークル支援事業」を栃木県から受託し実施しています。

令和元年度は、この事業に参加した「帝京大学防災ボランティアERSU」、「作新学院大学学生消防団」、「白鷗大学め組白鷗」の3つの学生サークルに対し、市町や各消防本部（局）、消防団等関係機関との連絡調整等の支援や、サークル活動に必要な、パトロールベストや腕章、安全長靴などの装備品あるいはレスキュー用簡易寝袋、避難所でも使用される段ボール製ベッドなど資機材の支給を行いました。

これらのサークルは連絡協議会「DAME-iT」を結成し、お互いの活動内容についての情報交換や合同の活動の実施など、サークル活動の一層の充実に向けて取り組んでいます。「DAME-iT」とは Disaster Action MEmber-in Tochigi の略で、決めたことは実行する！という強い意志を表したものです。

令和2年2月26日に、令和元年度の活動報告会＆認定証交付式が栃木県庁危機管理センターで開催されましたので、各サークルの主な活動を紹介します。

○帝京大学防災ボランティアERSU（写真1）

地元宇都宮市の防災訓練に参加し、初期消火訓練や炊き出し、バケツリレー等に参加するとともに、身の回りにあるものでご飯を炊く「空き缶ご飯の実演」などユニークな活動も行っています。

また、令和元年東日本台風で被害を受けた宇都宮市大谷町周辺で、がれき撤去や被災者宅の片付けの手伝いなども行いました。

毎年3月11日には宮城県南三陸や気仙沼周辺で被災地ボランティアや見学会などに参加しています。（今年は新型コロナの影響で中止されました。）



活動内容

特記事項

○作新学院大学学生消防団（写真2）

団員には防災士の資格者もあり、商業施設などで「身近なもので作る防災グッズ教室」を開催するなどの活動も行っています。大学のある宇都宮市清原地区の総合防災訓練が作新学院大学で実施され、学生消防団は様々な訓練に参加しました。



学内においても、避難器具を使用した避難訓練や消火器を使った消火実技訓練を行う「学内合同消防訓練」を実施したり、学園祭での防災ガイドチラシの作成・配付や、令和元年東日本台風の義援金募金活動などを行いました。

○白鷗大学め組白鷗（写真3）

令和元年7月に発足したばかりのサークルで、地元小山市の総合防災訓練の見学や、防災の日関連シンポジウムに参加しました。また、防災サークルとして基本となる「防災とは何か」を学ぶための勉強会を小山市消防本部の協力のもと実施しました。

令和元年東日本台風では同大学の大行寺キャンパスの多くの建物が床上浸水の被害を受けたため、他の学生達とも力を合わせて母校の復旧作業を行うという実際の被災・復旧も経験することとなりました。



学生防災サークルは、まだ数も少なく、活動内容も限られたものですが、今後とも、県とともにこうした活動を支援することにより、また、新たなサークルの掘り起こしなどを図りながら、より多くの学生や若者に地域防災への強い関心を持ってもらえることを期待しています。

消防団ふれあい祭り

消防団概要

都道府県名	広島県
消防団名	福山市消防団
実団員数	2,839名（うち女性団員49名）
HPアドレス	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shobokeibou/659.html
消防団事務局	〒720-0825 広島県福山市沖野上町五丁目13番8号 福山地区消防組合消防局 警防課 電話 084-928-1193 メールアドレス shoubou-keibou@city.fukuyama.hiroshima.jp



実施日：令和元年11月3日（日）

場所：福山市立曙小学校

目的・経緯：福山市消防団では、大規模災害が近年多発する中、将来にわたり地域防災力の中核を担っていく必要性を強く感じているところです。しかしながら、少子高齢化及び人口減少に伴い、消防団員の確保に向けては、中長期的にみると非常に危惧すべき事態だと考えています。そこで、将来の消防団員確保に向け、子どもを対象にした、消防団ふれあい祭り（第3方面隊主催）を地域との交流も兼ねて行いました。

対象：地域の子どもたち

その他：チラシ1万枚を作成し、保育所、幼稚園及び小学校に配布し、より多くの子どもたちに来てもらえるよう取り組みました。

費用等：屋台やチラシ等（30万円程度）

活動内容



【広報チラシ】



【屋台（食べ物）】

内容：子どもたちに喜んでもらうために、催し物では木遣りや寸劇、屋台では景品付きのゲームや美味しい食べ物、体験スペースでは、放水体験や、消防車乗車体験、煙体験ハウス等を団員自ら企画して行いました。来場者アンケートではイベントの満足度が非常に高く、消防団員と直接ふれあうことで、子どもたちにも消防団を身近な存在として感じてもらえることができたと感じています。

今後もこのような活動を通して、将来の地域防災を担う消防団員の確保に向け、取り組んでいきたいと思います。

活動内容



【催し物（木遣り）】



【催し物（寸劇）】



【屋台（ヨーヨー釣り）】



【防火衣着装体験】



【放水体験】



【乗車体験】



【集合写真】

消防団員募集のラッピングバスを運行！

消防団概要

都道府県名 福岡県
 消防団名 大牟田市消防団
 実団員数 693名（うち女性団員32名）
 H Pアドレス <http://artproducts.thick.jp/omuta-vfd/>
 消防団事務局 〒836-0844
 福岡県大牟田市浄真町46
 大牟田市消防本部 総務課 消防団係
 電話 0944-53-3522
 メールアドレス e-syoubousoumu@city.omuta.fukuoka.jp



活動内容

実施日：令和2年9月1日～令和3年2月28日（6ヶ月間）
 場所：大牟田市内的一般路線
 目的・経緯：消防団の認知度向上及び団員加入促進を目的に総務省消防庁の「企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業」を活用して、消防団員募集ラッピングバスを作成し、運行しました。

内容：ラッピングバス
 【デザイン】

ベースカラーは消防活動では欠かせない「水の色」である「青」としています。

【キャッチフレーズ】

「あなたの力が、みんなの笑顔に。」これは消防団の地域への取組みや活動が、市民の安心安全につながり、その先には市民の安心した笑顔につながるように願いを込めています。

【応援メッセージ】

コロナに負けない、7月豪雨からの復旧、復興へのエールも込めて「がんばろう大牟田」の文字も掲げています。



特記事項

鮮やかな「青」色で目立ち、広報誌やラジオ、SNS等で宣伝した効果もあり、市民の方々の認知度は高くなっています。今後は消防団のイベントでの展示も行い、さらなる消防団への理解が期待されます。

活動内容

消防団概要

都道府県名 北海道
 消防団名 西胆振行政事務組合 伊達消防団
 実団員数 230名（うち女性団員18名）
 H P アドレス <http://nfd119.sakura.ne.jp/index.html>
 消防団事務局 〒052-0012
 北海道伊達市松ヶ枝町13番地1
 西胆振行政事務組合伊達消防署 庶務課 消防団係
 電話 0142-23-2119
 メールアドレス date-dfd-syomu@chic.ocn.ne.jp



実施日： 平成31年2月22日 1台目導入
 令和元年8月29日 2～4台目導入
 令和2年9月30日 5～6台目導入
 場所： 各分団車庫
 目的・経緯： 大規模災害発生時に地域防災力の中核となる消防団の救助対応力の向上を図るため、平成31年より各分団へ配備し、風水害、来るべき有珠山噴火に備えるために整備したもの。
 対象： 女性分団を除く8分団中、6分団で導入
 ※残り2分団については、地域の実情に応じ、別車両を整備する予定。
 費用等： 1台 約1,744万円



特記事項

救助資機材の導入により、増加する自然災害への対応が期待されるところであり、地域住民からの期待の声も大きい。
【検討課題】
 従来の消防団車両と比較し、積載資機材が増加したことから訓練の回数を増やす必要があり消防団員が減少傾向にある中、訓練方法等のより一層の工夫が必要である。

福島県南相馬市消防団 消防ポンプ自動車・ 水槽付消防ポンプ自動車 更新配備



消防団概要

都道府県名	福島県
消防団名	南相馬市消防団
実団員数	1,101名（うち女性団員15名）
HPアドレス	https://www.city.minamisoma.lg.jp/ portal/safety/bosai/1/index.html
消防団事務局	<p>〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 南相馬市役所 危機管理課 消防係 電話 0244-24-5232 メールアドレス kikikanri@city.minamisoma.lg.jp</p>

活動内容

実施日：令和2年3月22日（日）（配車式）
 場所：南相馬市防災備蓄倉庫 駐車場
 目的・経緯：消防団車両の老朽化に伴う消防ポンプ自動車及び水槽付消防ポンプ自動車の更新
 対象：【ポンプ車】鹿島区団第一分団第2部
 【タンク車】原町区団第一分団機動部
 費用等：消防車両増強事業債（100%）（緊急防災・減債事業債）
 48,235,000円（税込み）



特記事項

【団員の反響】

地域の安心安全を守るために、長年にわたってともに活動してきた仲間であるポンプ車・タンク車がなくなることは、とても寂しく感じる。しかし、近年日本全国で発生する火災・風水害は深刻さを増しており、消防団としても、有事の際には地域を守るために力を尽くさなければならないとも思っている。その為に必要な別れと考え、今後は新たに配備してもらった車両とともに、これからも地域を守るためにできる限りのことをしていこうと思っている。

【今後の課題と活動予定】

配備前より世界的・全国的に新型コロナウィルスの感染が拡大している情勢であり、配備直後の4月には南相馬市でも新型コロナウィルスの罹患者が発生したことから、消防団においても必要最低限の活動のみ行う方針をとっており、今回車両を更新した部をはじめ、満足のいく訓練ができていない状況が続いている。今後は、新型コロナウィルス感染状況を注視し、団員の安全を第一としたうえで、配備した車両を使用した訓練などをを行い、有事の際には、消防人としての使命を達成できるよう努めることが重要である。

活動内容

特記事項

度会町消防団 機能別分団を配備

消防団概要

都道府県名	三重県
消防団名	度会町消防団
実団員数	165名（うち女性団員0名）
H P アドレス	https://www.town.watarai.lg.jp/
消防団事務局	〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215-1 度会町役場 みらい安心課 電話 0596-62-2424 メールアドレス bosai@town.watarai.lg.jp



度会町消防団では、令和2年4月1日から条例定数を7名増員したうえで、役場職員6名による機能別分団を新たに組織化しました。

元々、度会町では消防団組織化当初から、職員の入団を認めていませんでした。地震等大災害発生時に職員は、消防団として活動するのではなく、災害対策本部員としての業務をこなし、また行政業務を継続させる必要があることから、災害が大きくなればなるほど、消防団の実働人数を減らすことになり、団機能を低下させてしまう恐れがあると考えられてきたためです。しかしながら、近年消防団員もサラリーマン化しており、町外へ勤める団員が多くなり、当団においても、特に平日日中における火災等対応への出動人員は、自営業等を営む限られた団員が主となっていました。

機能別分団員として入団した6名の若手職員は、活動を平日日中のみと限定しており、団員が手薄となる時間帯をカバーする役割に特化しています。職員は基本的に役場庁舎内で勤務しており、過去から火災等の規模によっては、職員として団員の後方支援を担ってきました。

今後、機能別団員は、基本団員と同等の訓練を受け、ポンプ等の操作方法や心肺蘇生法など、技術・知識を取得することとなり、これまで以上の活動に期待が寄せられています。



機能別分団配備から現在にいたるまで、機能別分団の出動を伴う災害は発生していません。

装備品の充実強化 着実に！



消防団概要

都道府県名	滋賀県
消防団名	草津市消防団
実団員数	233名（うち女性団員23名）
H P アドレス	https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/bosai/shobodan/index.html
消防団事務局	〒525-0028 滋賀県草津市上笠町477番地1 湖南広域消防局 西消防署 庶務管理係 電話 077-568-0119 メールアドレス nishi@konan-kouiki.jp

草津市消防団では、平成25年12月に消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律の制定を受け、消防団の装備の基準が改正されたことから、平成28年度から計画的に装備品の充実強化を図りました。

平成28年度は、地域での災害は勿論のこと、大規模災害時には、隣接する守山市、栗東市、野洲市の間で通信ができる「デジタルMCA無線機」を15台配備するとともに、無線機運用マニュアルを策定し団員には交信方法等について周知しました。

平成29年度は、災害現場において団員の安全を図ることを目的に、ゴム長靴からゴム長靴兼用編み上げ靴を男性団員全員に貸与しました。

平成30年度は、災害時の救命処置はもちろんのこと、消防訓練指導等の出向時にも活用できるよう、各分団ポンプ車に自動体外式除細動器（AED）8台を配備するとともに、令和元年度には、ポンプ車及び女性分団車両に救急バック（蓋と一体構造のリーメン型ショルダーバック）9個を配備し、消防団活動における装備品の充実強化を着実に図っています。



デジタルMCA無線機
平成28年度配備



ゴム長靴兼用編み上げ靴
平成29年度配備



AED
平成30年度配備



救急バック
令和元年度配備

活動内容

特記事項

今回導入したゴム長靴兼用編み上げ靴については、従来の長靴より「活動しやすい」と団員からは好評でした。

デジタルMCA無線機については、確実な情報伝達が可能となったことから、確実な消防団活動が行える体制が整いました。

AED及び救急バックについては、消防団員が自治会等の消防訓練等に出向する機会が多く持参できることから、地域住民の安心・安全につながると考えています。

活動内容

特記事項

消防団概要

全消防団器具庫に チェーンソーを配備！



都道府県名	和歌山県
消防団名	橋本市消防団
実団員数	578名（うち女性団員2名）
HPアドレス	http://www.city.hashimoto.lg.jp/guide /shobohonbu/shobo_shigoto/syouboudan/index.html
消防団事務局	<p>〒648-0072 和歌山県橋本市東家六丁目2番1号 橋本市消防本部 総務課 消防団係 電話 0736-33-3711 メールアドレス shobo@city.hashimoto.lg.jp</p>

橋本市消防団では、平成27年からチェーンソーの配備を進めており、この度、消防庁の消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）を活用し、令和元年8月、全消防団器具庫への配備が完了しました。

更に、チェーンソー使用時の安全対策のため、防護パンツ及び耐切創手袋を配備する予定です。

近い将来起こりうる南海トラフ巨大地震が危惧されている中、橋本市では、古い家屋が多く山林地帯も広いことから、大規模地震発生による家屋倒壊や倒木等の被害に迅速に対応するため、チェーンソーをはじめ様々な装備の充実強化を進めています。

また、配備に伴い、教育訓練として令和元年11月10日と17日の2日間、安全かつ的確な現場活動を図るために、約200名の消防団員が参加し、チェーンソー取扱訓練を実施しました。

今後も災害時における消防団のより効果的な現場活動、安全管理のため、資機材の充実強化を推進していきます。



消防団の装備の充実強化は、地域防災力の強化に繋がっています。

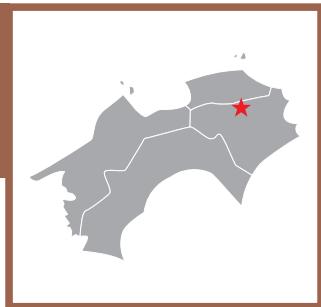
その一方、配備するだけでは、チェーンソーのように危険を伴う装備もあり、取扱いを誤ると二次災害の発生も考えられます。

のことからも、装備の充実強化と共にそれに伴う取扱い訓練等の教育訓練は、必要不可欠なものであると考えます。

救助能力向上に向けた資機材整備と訓練

消防団概要

都道府県名	徳島県
消防団名	美馬市消防団
実団員数	600名（うち女性団員22名）
H P アドレス	http://www.city.mima.lg.jp/
消防団事務局	〒779-3601 徳島県美馬市脇町字拝原1742番地1 美馬市消防本部 総務課 消防団事務 電話 0883-52-3061 メールアドレス syoubou@mima.i-tokushima.jp



美馬市では昭和51年の台風17号や平成16年の台風23号により、河川氾濫や集落が孤立するなどの甚大な被害に遭っています。

近年日本各地で豪雨災害が頻発し、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されるなど、大規模災害が目前に迫っている中対策が急務になっており、発生時は地域の消防団員による人命救助活動が必要不可欠になります。

そこで、美馬市消防団は消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）を活用し、つぎの資機材を全分団（18分団）に配備しました。



・配備資機材

令和元年6月 チェーンソー2種類を2台ずつ・エンジンカッターを2台ずつ
同年7月 AEDを1台ずつ
令和2年1月 デジタル簡易無線を3台ずつで既存を含め班長以上に1台配備
同年2月 油圧ジャッキを4台ずつ
今後も同補助金を活用し配備資機材を拡充する予定です。

活動内容

・訓練

配備した資機材の訓練として消防職員を講師で招き普通救命講習を令和元年度に2回開催し、合計147名の団員が受講しました、今後も消防職員を講師として招き、チェーンソーやエンジンカッターなどの取扱訓練も計画していきます。



消防団概要

活動内容

ドローン隊による新しい消防団活動



都道府県名	佐賀県
消防団名	多久市消防団
実団員数	367名（うち女性団員18名）
H P アドレス	https://www.city.taku.lg.jp/
消防団事務局	〒846-8501 佐賀県多久市北多久町大字小侍7番地1 多久市役所 防災安全課 消防防災係 電話 0952-75-2181 メールアドレス bosaianzenka@city.taku.lg.jp

日 時： 消火活動時、災害発生後の危険個所巡回時、行方不明者捜索時
 場 所： 多久市内における災害発生現場及び火災現場、捜索現場
 目的・経緯： 令和元年度から多久市消防団ではドローンを災害時等や捜索に活用する専門の組織を設立し、団員がドローン隊員として災害時、火災時に活動を行っている。

具体的な活動内容として、二次災害の危険性が高く団員が直接立ち入れない場所を、ドローンを用いて至近距離から調査、確認する作業や、大規模な災害が生じた際に空中からの状況把握を中心に活動している。

実際の運用例としては、令和元年8月の前線に伴う大雨の被害状況把握調査や、火災現場の状況確認が中心となっており、肉眼での把握が困難な現場においてドローン隊は大きな役割を果たしている。

また、隊員の技術力向上を目的とした訓練を月1回行い、有事の際にドローンを有効活用できるよう腕を磨いている。

【ドローン隊の活動実績】（令和元年8月の前線に伴う大雨）



活動内容

【訓練時の様子】（上）消防団防火演習における上空からの状況把握
（下）ドローン隊員の操作訓練】



ドローンを導入する前は、危険箇所に団員が実際に立ち入って捜索する場面において、二次災害の危険から十分な活動ができないこともあった。

そのため、ドローンを用いて団員が立ち入るのが困難な災害、火災現場を近距離から調査、撮影できるようになったことで、団員の安全を確保しながら活動を行うことができるようになった。

また、消防団の訓練でも、上空から各分団の部署位置などを撮影することで、詳細な状況把握が可能となり、動画や画像を用いて団員間で課題を共有できるようになった。

今後の課題としては、ドローンを操作できる団員が消防団全体でも少人数であることが挙げられるため、今後は団内でドローン操作技術を共有し、ドローンを活用できる団員を育成していく必要がある。

特記事項

消防団機関運用・通信機器取り扱い訓練



消防団概要

都道府県名 岩手県
 消防団名 遠野市消防団
 実団員数 875名（うち女性団員41名）
 H P アドレス <http://www.city.tono.iwate.jp/>
 消防団事務局 〒028-0501
 岩手県遠野市青笹町糠前10-46
 遠野市消防本部（遠野消防署内）
 電話 0198-62-2119
 メールアドレス syobosyo@city.tono.iwate.jp

実施日：令和2年7月5日（日）8:30～16:30
 8月2日（日）8:30～11:30
 ※3密を避けるため、各分団1時間とし11回に分けて実施

場所：遠野市総合防災センター

目的：林野火災等が発生した際に、より安全で確実かつ迅速な活動を行うため。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から消防演習、消防操法競技会とともに中止となっている状況の中で、感染防止対策を講じながら機関員としての技術を習得し、災害現場において中核的消防活動を遂行できる能力の向上を図ることを目的とする。

参加者：遠野市消防団 消防ポンプ機関員及び機関員を指導する立場の者
11分団 計273名



活動内容

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、遠野市内の全11分団を時間帯が重なることがないように、1回の訓練で20名～30名で実施した。訓練中は小型ポンプ×2、自動車ポンプ×1、筒先の4ヶ所グループに分けてを行い、訓練棟A・Bの1階から3階までを使用し高低差、背圧等を考慮した訓練とした。また、各グループ間ではトランシーバーを使用しての情報伝達とした。

特記事項

朝日町消防団第65期初任科訓練

消防団概要

都道府県名	山形県
消防団名	朝日町消防団
実団員数	290名（うち女性団員12名）
消防団事務局	〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿1115 朝日町役場 総務課 危機管理係 電話 0237-67-2111 メールアドレス bousai@town.asahi.yamagata.jp



活動内容

実施日：令和2年9月6日（日）
 場所：開発センター、朝日町役場東側駐車場
 目的・経緯：消防精神の養成と規律訓練の基本を習熟させるため、消防団の役割を学び、火災防ぎよ訓練等を通して、基本動作をマスターすることを目的としています。
 対象者：新入消防団員等
 内容：今回で65回目となる本訓練は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より約5か月遅れの実施となりました。参加者は新規消防団員を始めとした17名です。消防団幹部指導のもと、午前には現場活動と安全管理を学ぶ「消防団の役割」を受講、また、集合要領や体形方向転換を訓練する「訓練礼式」、ホース、筒先等各器具の使い方を習得する「操法基本訓練」を実施しました。

午後からは「機関揚水訓練・防ぎよ訓練」を行い、計器から状況を判断できるよう機関トラブルへの対応力を養成しております。

「操法基本訓練」



「機関揚水訓練・防ぎよ訓練」



特記事項

新型コロナウイルス感染症の影響により、春季消防演習を始めとした事業が中止・延期となる中、幸いにも山形県内においては感染者が一定期間確認されていない状況でしたので、参加者のマスクの着用や、座学を行う会場を変更するなどの対応により、訓練を実施することができました。

今後は機関講習・図上訓練を予定していますが、感染の状況を見極めながら、訓練を通して消防力の維持・向上に努めていきます。

消防団概要

都道府県名 神奈川県
 消防団名 海老名市消防団
 実団員数 179名（うち女性団員7名）
 H P アドレス <http://www.city.ebina.kanagawa.jp>
 消防団事務局 〒243-0411
 神奈川県海老名市大谷816番地
 海老名市消防本部 消防総務課 地域消防係
 電話 046-231-0394
 メールアドレス syobo-soumu@city.ebina.kanagawa.jp



実施日：令和2年9月13日（日）
 場所：神奈川県消防学校「災害救助訓練場」（神奈川県厚木市下津古久280番地）
 目的・経緯：近年の甚大化する風水害に対応するため、今年度消防団に水難救助用ボートを7艇配備しました。

海老名市では、昨年の台風19号において市境を流れる相模川が、上流にあるダムの緊急放流に伴い、氾濫する危険が生じたため、地域住民に避難勧告を発令しており、いつ発生するかわからない風水害への対策、強化が早急な課題となっています。

このような状況を鑑み、この大規模風水害に迅速確実な対応を図るため、消防署・消防団合同訓練を実施いたしました。

【救命胴衣着装要領】

自身や要救助者の安全確保を徹底するため、着装要領を確認しました。



【救命ボート組立て要領】

ボートの組立て方法、組立て時及び使用時の注意点を確認しました。



【ポート操船及び要救助者救出訓練】
安全確実な操船技術の習得を図りました。



【浸水時における体験訓練】
水流を受けながらの階段歩行、実際に水圧がかかった扉の開閉などを体験することで、避難・誘導時の注意点を確認しました。



【想定訓練】
建物1階部分が浸水した想定で、2階部分からの救出訓練を行い、注意点等を確認しました。
(※車両荷台部分を建物2階と想定)



当市では平成23年度から毎年消防署と消防団の合同訓練を実施していますが、風水害を想定した訓練は初めての試みでした。参加団員の中には、水上訓練ということで不安や緊張の表情を浮かべる団員もいましたが、近年頻発する全国各地の風水害による被害を見聞することで、危機感を強く持ち地域を守る消防団の重責を再認識する有意義な訓練となりました。

これからも、多様化する災害から地域及び市民を守るために、知識、技術の向上に努め、消防団員と消防職員の連携をより一層強固なものとし、地域防災力向上に邁進していくたいと考えております。

基本火災想定訓練の実施

消防団概要

都道府県名	愛知県
消防団名	新城市消防団
実団員数	818名（うち女性団員2名）
消防団事務局	〒441-1361 愛知県新城市平井字新栄83 新城市消防本部 消防総務課 消防係 電話 0536-22-4803 メールアドレス soumu-shoubou@city.shinshiro.lg.jp



実施日：令和2年7月19日（日）6時00分から17時30分 1班15分間
 場所：新城市消防防災センター
 目的・経緯：コロナ禍により昨年度から実技訓練が出来ていない中、緊急的に実践的な火災想定訓練を行い、団員間の信頼関係の構築、技術の向上及び連携の強化を図ることを目的とする。
 対象：新城市消防団 全38班 1班あたり 3名以上6名未満
 費用等：なし
 内容：火災指令メール受信から放水開始、鎮圧まで一連の活動を実施する。

活動内容

①指令メール受信



②スポーツドリンクを飲む



③詰所に到着し防火衣を着装



④出動（水利まで約100m）



⑤水利部署



⑥ポンプの設置



活動内容

特記事項

⑦ホース1線延長（水利から火点まで約130m）



⑧放水（第1火点鎮圧後、第2火点へ移動）



⑨鎮圧



⑩振り返り



参加団員を対象に訓練実施後アンケートを実施（回答数 約230名）

(1) 結果

- ① 訓練の内容について よい204名
- ② この訓練の必要性について 必要と感じる 208名

(2) 団員の意見

- ・実践的な訓練であったため継続すべきとの意見多数あり。
- ・操法訓練と比較した数多くの意見がありました（操法訓練あるならば本訓練不要、操法訓練をやめて本訓練など）。
- ・毎年11月に実施している火災想定訓練を、中継訓練と認識している意見も多數あり、中継訓練よりも火災想定訓練が必要との意見もありました。

火点攻撃～ガンタイプノズル・ 40mmホース全分団配備～



消防団概要

都道府県名 静岡県
 消防団名 焼津市消防団
 実団員数 500名（うち女性団員17名）
 H P アドレス <https://www.city.yaizu.lg.jp/g01-007/shobodan/shobodan.html>
 消防団事務局 〒425-0041
 静岡県焼津市石津728-2
 焼津市防災部地域防災課 防災対策担当
 電話 054-623-2572
 メールアドレス shobodan@city.yaizu.lg.jp

実施日： 5月31日（日）・7月26日（日）
 11月15日（日）・11月22日（日）

場所： 焼津市消防防災センター

目的・経緯： 建築物の構造や製品・技術の発展など、社会環境の進化とともに火災の燃焼挙動も年々多様化しています。その変化に応じて配備した消火機器材の安全かつ効率的な運用を目的とし、全団員を対象とした『火災戦術講習』を実施しました。今年度新たに開催したこの講習は、正しい知識を共通認識することで的確な行動へと繋がり、常備消防と連携した戦術の習得など、団員の技術向上に繋がりました。

対象： 全ての焼津市消防団員

内容： 従来の住宅火災をはじめ、近代的住宅火災の消火活動を的確に実施するため全分団に配備した【ガンタイプノズル】及び【40mmホース】を有効活用し、機動性の向上を図るとともに消火効果の高い活動を習得する実践的な訓練。

活動内容

【座学】

- ・火災の燃焼特性
火災性状と燃焼挙動の変化
旧木造家屋から近代的住宅
- ・消火活動の基本的な考え方
旧木造家屋⇒包囲戦術
※火点攻撃を必ず同時に行う
高気密高断熱住宅⇒区画内火災攻撃
- ・注水要領



- 直接消火・間接消火（レイマン&レイン）・複合消火
消防団資器材を有効活用した消火活動の在り方
- ・ガンタイプノズルと40mmホースの運用（メリットとデメリット）
- ・消火活動・補水・中継・破壊活動・残火処理など、常備消防との連携

【実技】

- ・諸元及び取扱要領説明
ガンタイプノズル：各部名称、レンジ切り替え、レバー操作、タービンティース
40mmホース：ダブルジャケットとシングルの違い、V字摩耗厳禁
- ・注水要領及びホース延長要領

活動内容

放水体勢 立位、座位など ※ラバーコーン標的、2階開口部ヘイン注水
2重巻きホース延長要領及びノズル、媒介金具設定済み折島田の活用紹介
補助者の役割と要領

・ポンプ運用

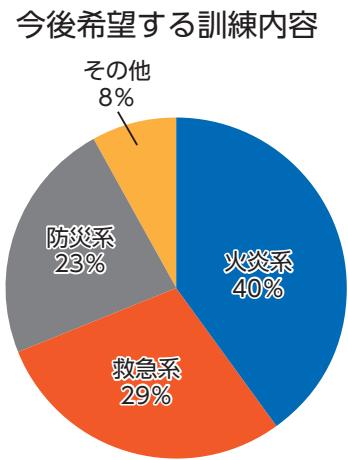
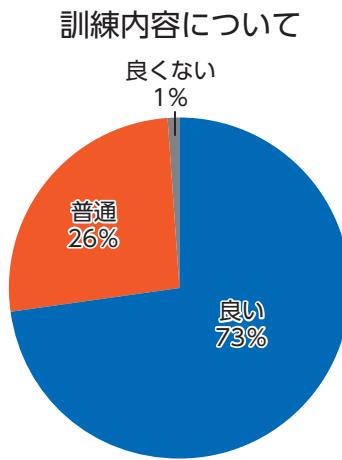
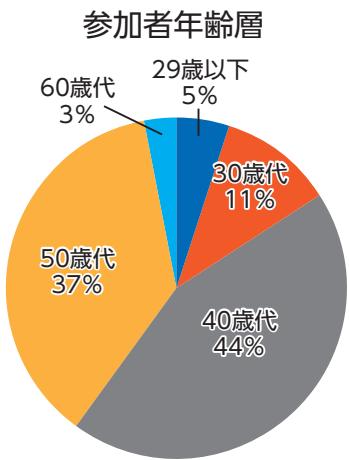
ノズル圧0.7 MPaに設定（摩擦損失逆算）

異径ホースの危険性説明

分岐⇒65mm管そう&40mmガンタイプローブノズル 注意して放水体験



○訓練参加アンケート（第1～3回目）



○自由意見

- 今まででは闇雲に水を放水していたが、火点への攻撃が最も消火効果を得ると認識した。
- 動画での説明がわかりやすかった。
- 一回だけでなく、繰り返し受講し経験を積みたい。
- 座学を受講して特性を理解してから実技を受講した方が体得しやすい。
- 現場到着までの対応や、無線機の使用訓練・座学等を受講して現場対応に備えたい。
- 実際に災害現場に出られている隊員の方から生の声が聞くことができて良かった。
- 防護衣の着脱等、新型コロナウィルス対策をふまえた訓練が必要である。

○今後希望する訓練内容

- 火災系（操法訓練、放水訓練、消防車の仕組み、消防車到着までの初期対応）
- 救急系（AED、現場での止血方法、）
- 防災系（水害・土砂災害等対応訓練、ボートを使用した避難訓練）

YouTubeを活用した新入団員へのe-ラーニング教育



消防団概要

都道府県名	島根県
担当部署名	松江市消防団
実員数	2,031名（うち女性団員25名）
HPアドレス	http://www1.city.matsue.shimane.jp/anzen/shoubou/matsue-syouboudan/
消防団事務局	<p>〒690-8521 島根県松江市学園南1丁目17番3号 松江市消防本部 消防総務課 消防団室 電話 0852-32-9113 メールアドレス fd-shouboudan@city.matsue.lg.jp</p>

実施日：令和2年4月下旬から6月上旬

場所：松江市消防本部

目的・経緯：新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、年度当初に計画をしていた各種訓練が中止や延期になったことを受けて、現場活動に支障を来さないように最低限の知識をいち早く伝達し、安全確実に活動をしていただけるよう、新たに松江市消防団へ入団された団員向けにYouTubeを活用し自宅で学べる訓練動画を作成し配信しました。

内容：消防団員として団体行動や団結力を高める上で必要となる「規律訓練」や消火活動を行う上で欠かせない「ホースの取り扱い」を詳しく紹介しています。さらに有事の際に器材が壊れていっては活動の支障となるため普段の点検の仕方や小型ポンプの正しい使用方法についても「ポンプ放水要領と小型ポンプの日常点検」と題し、配信しております。

YouTube URL : <https://www.youtube.com/channel/UCVBDKwv1sQk3RBv51jaMGrA>

YouTube QRコード



活動内容

【規律訓練】編



【小型ポンプの日常点検】編



特記事項

新入団員はもとより、経験豊富な団員からも「こういう動画があるとわかりやすい」「もっとバリエーションを増やしてほしい」との声が上がりました。さらに全国の消防本部から「わが町の消防団員へ訓練動画を使用し初任団員訓練の補完をしたい」との要望も届いております。

また、松江市消防団では団員数が年々減少しているため、団員確保が課題です。

今後もインターネットを活用した団員募集や地域に出向き積極的に募集活動をしていきたいと考えています。

土浦市消防団応援の店事業について



消防団概要

都道府県名 茨城県
 消防団名 土浦市消防団
 実団員数 514名（うち女性団員18名）※R2.4.1現在
 H P アドレス <http://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/dir000553.html>
 消防団事務局 〒300-0049
 茨城県土浦市田中町2083番地1
 土浦市消防本部 警防救急課 警防係
 電話 029-821-0119
 メールアドレス 119keibou@city.tsuchiura.lg.jp

実施日：令和2年4月1日（水）「土浦市消防団応援の店」事業開始

目的・経緯：全国的に消防団員の減少が続く中、我が土浦市に於いても同様の傾向がみられました。

そこで、地域防災の中核として活躍している消防団員を地域ぐるみで応援し、消防団員の確保及び加入促進を図るため「消防団応援の店」事業を導入しました。

本事業にご賛同いただいた店舗等の協力によって、消防団員やその家族を対象にサービスを提供していただく事業であります。

登録事業所のメリットとして消防団を応援することを通じて地域貢献と集客効果を図り、登録事業所と団員双方にメリットが見込まれ、地域や消防団の活性化につながる事業と考えています。

対象：土浦市消防団員及び家族

費用：10,000円（ポスター及びカード作成費用）

その他：「土浦市消防団応援の店」登録事業所数は40事業所（令和2年9月現在）に協力していただいている、登録いただいた事業所は土浦市消防本部ホームページなどに掲載し広報しています。

今後も継続して登録事業所の募集活動と消防団応援の店事業のPRを実施していき、消防団員の増加と地域の活性化及び防災力の向上につなげていきたいと思います。



特記事項

土浦市消防団応援の店に関する要綱より抜粋

第3条 消防団応援の店は、自らの責任において、消防団員等に対し、優遇措置の提供を行うものとする。

第10条 優遇措置を受けようとするときは、団員カード等を提示すること。

消防団概要

活動内容

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例について



都道府県名
静岡県
消防協会名
公益財団法人 静岡県消防協会
実団員数
18,588名（うち女性団員398名）
H P アドレス
<http://www.shizuoka-shoboukyokai.or.jp/>
消防協会事務局
〒420-0853

静岡県静岡市葵区追手町44番地の1
公益財団法人 静岡県消防協会
電話 054-221-4119
メールアドレス shizu-shoboukyokai@poppy.ocn.ne.jp

平成31年3月8日、静岡県議会2月定例会において、議員提出議案第1号「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例」が原案どおり可決成立し、適用期間が同年4月1日から3年間延長されました。

本条例は、円滑かつ安定的な消防団の活動の確保を図るため、一定の要件を満たした事業所等の法人事業税や個人事業税を軽減するもので、平成24年4月から実施されています。

消防団に対する事業所等の理解が深まることにより、消防団員の活動環境の改善や、消防団への加入促進が期待されています。

【対象となる事業所】

- ・県内に事業所等を有し、かつ当該事業所等のすべてが県内市町の「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けていること。
- ・県内の事業所等における使用人等のうち、消防団員が1人以上（出資金の額が1億円を超える特別法人にあっては3人以上）いること。
- ・消防団活動に配慮した就業規則等を整備していること。

【控除内容】

- ・事業税額の1/2に相当する額を控除（100万円を限度）

※平成28年3月31日以前に開始した事業年度に係る法人の事業税と平成27年までの所得に対して課税される個人の事業税の控除限度額は10万円となります。

【控除実績（令和元年度）】

- ・控除件数 個人46件、法人194件
- ・控除金額 個人8,298,300円、法人114,802,400円

消防団協力事業所等支援のための 事業税減税



都道府県名 岐阜県
HPアドレス <https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/shobo/shobodan/11193/dansiengenzeiseido.html>
担当部署名 〒500-8570
岐阜県岐阜市薮田南2丁目1番1号
岐阜県 危機管理部消防課 企画係
電話 058-272-1122

消防団活動に協力する法人等を支援するため、「岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例」を平成27年3月に制定し、平成28年4月1日から施行しました。当時は2年間の実施期間でスタートしましたが、その後4年間の延長となりました。

■制度の概要は、以下のとおりです。

対象税目	法人事業税、個人事業税
対象	次の要件を全て満たす法人 (資本金又は出資金が1億円以下) 又は個人
要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 県内に事業所等を有し、すべての事業所等が「消防団協力事業所表示制度」による市町村長の認定を受けていること。 2 県内の事業所等の被雇用者等のうち、消防団員が1名以上いること。 3 消防団活動に配慮した規定（就業規則等）を整備していること。
控除内容	事業税額の2分の1に相当する額を控除（100万円を限度） [消防団員数が被雇用者等の1割以上の場合は200万円を限度]
適用期間	法人事業税…平成28年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了する各事業年度 個人事業税…平成29年度～令和4年度（平成28年～令和3年の所得に対して課税）

本制度を利用する事業所等が増え、消防団活動等への理解が深まることにより、消防団員の活動環境の改善や、消防団員の増加につながっていくことが期待されています。

消防団概要

女性消防団員による消防団員確保の取組



都道府県名

北海道

消防団名

北見地区消防組合 訓子府消防団

実団員数

101名（うち女性団員14名）

消防団事務局

〒099-1437

北海道常呂郡訓子府町元町10番地

北見地区消防組合消防署訓子府支署 警備救急係

電話 0157-47-2419

メールアドレス syoubou@town.kunneppu.hokkaido.jp

実施日：令和2年10月18日

場所：訓子府町旭町シティーマート訓子府店

訓子府町仲町セブン-イレブン訓子府店

目的・経緯：訓子府消防団は平成15年以降消防団員実員数の減少が進み、定数に対する消防団員の充足率が7割台まで落ち込んだことから団員の減少を食い止めるためプロジェクトチームを結成、農業従事者との懇談会、団員募集チラシの全戸配布・商店や事業所への掲示、20代から40代の男性をターゲットとした消防団員勧誘の声掛けなど、消防団員確保のため様々な入団促進活動を実施した。

その結果、徐々にではあるが団員の減少に歯止めを掛けることができたが、目標の実員数100人には及ばなかった。

これまでの入団促進活動を改め、将来の消防団を担うこととなる少年少女や女性に対してもターゲットの幅を広げた事業を展開し消防団の魅力を発信することで安定的な消防団員の確保に繋がるものと考え、女性消防団員が町内の商業施設の協力を得て街頭広報活動を実施した。

活動内容



活動内容

特記事項



ファイル（表）



ファイル（裏）

街頭広報活動を通して町民との交流の場を設け、消防団員に対する疑問や入団に際しての不安の解消など、消防団活動についての理解を図ることができた。

また、地道な消防団勧誘活動を積み重ねた結果、平成30年4月1日の実員数85名（うち女性消防団員6名）から平成31年4月1日には93名、令和2年10月1日には101名（うち女性消防団員14名）となった。

令和2年4月1日からは女子部を分団化するなど女性の活躍に力を注ぎ、今後も安定的な消防団員の確保と実員数を定数の105名となるように、積極的な勧誘活動を継続していきます。

消防団概要

都道府県名 新潟県
 消防協会名 村上市消防団
 実団員数 2,101名（うち女性団員17名）
 H P アドレス <http://www.city.murakami.lg.jp/site/shoubou-honbu/>
 消防団事務局 〒958-0876
 新潟県村上市塩町12-6
 村上市消防本部 総務課 消防広報係
 電話 0254-53-7221
 メールアドレス 119.somu-kiko@city.murakami.lg.jp



活動内容

村上市消防団では平成29年に広報指導分団を立ち上げ、街頭啓発活動や消防フェスティバルなどでの啓発活動を実施しています。発足当初に新聞で紹介されたことから、保育園や地域の茶の間、栄養友の会などから防災指導を行ってほしいとの相談を受け、啓発活動を隨時実施することになりました。

行事毎に与えられる時間が異なり、地震時の避難方法に重点を置いてほしい、火の取り扱いについて指導してほしいなどの様々な要望に応える必要がありました。



また、保育園児や高齢者にも分かりやすく説明し、飽きさせないように話しをするには、団員1人1人が防災指導の学習を行ったうえで、多人数相手に話をする経験を積まなければなりません。発足したばかりの分団で新入団員がこれを行うためには、防災啓発のツールに頼らざるを得ませんでした。消防庁のホームページで防災紙芝居を見つけ、PDFファイルだったものをスクリーンで大人数が見られるようにプレゼンテーションソフトに置き換えたところ、火災や地震、大雨、雷、避難、火遊び等の項目を自由に入れ替えられ、時間調整も簡単にできるツールになりました。

大勢の前で話をすることが苦手な団員でも、紙芝居を利用することで緊張を緩和することができ、子供たちと楽しく会話するような雰囲気で説明することが出来るので非常に有用なツールとなっています。

特記事項

保育園での啓発活動では、想像していた以上に一生懸命に話を聞いて、自分の考えを発表してくれました。帰宅してから、「お父さん、お母さん火事を起こさないように気を付けてね」と話してくれる子どもが増えるよう、今後も保育園などの啓発活動を実施してまいります。

活動内容

特記事項

消防団概要

越谷市消防団「さくら分団」による避難所運営補助研修を実施



都道府県名	埼玉県
消防団名	越谷市消防団
実団員数	401名（うち女性団員43名）
H P アドレス	https://www.city.koshigaya.saitama.jp/smph/index.html
消防団事務局	〒343-0025 埼玉県越谷市大沢二丁目10番15号 越谷市消防本部 警防課 電話 048-974-0104 メールアドレス keibo@city.koshigaya.lg.jp

実施日：令和2年8月23日（日）

場所：越谷市消防本庁舎

実施者：さくら分団員（21名）

目的・経緯：埼玉県越谷市では、消防団による地域防災力の充実強化を図るため、さまざまな取組みを実施しています。この取組みの一環として、これまで応急手当の普及啓発や防火広報などを任務とする越谷市消防団さくら分団（女性消防団）を対象に、大規模災害発生時の「避難所運営」の補助にあたることを任務とし、市危機管理課の職員を講師として研修を実施しました。

【座学】 越谷市で実際に起きた災害事例をもとに、避難所開設に係る基礎知識及び新型コロナウイルス感染症の感染防止を考慮した避難所開設の手順を学びました。



【HUG】 体育館を避難所として想定し、避難者の年齢、性別、国籍や個々の事情を記したカードを平面図に適切に配置できるか、また、避難者から寄せられる要望への対応などの模擬体験をしました。



- 「避難所運営補助」に係る今後の主な活動予定—
- ・避難所運営に係る研修・訓練（D I G訓練、H U G訓練など）
- ・各地区で実施する避難所運営訓練への参加
- ・越谷市消防団学生機能別団員に対する避難所運営に関する指導
- ・市職員を対象とした研修や訓練への参加
- ・避難所運営を含む活動マニュアル（手引き）の作成

本研修は、初の試みであり、「想像以上の条件が重なりとても混乱した。」など、難しかったと感じる団員も多くいました。しかし、一方では、「今回の訓練で実際にどのように実施したら良いのかイメージできた。」、「訓練を通じて避難所がどのように配置しているのか理解できた。」などの意見もありました。

今後も、避難所運営に必要な知識と技術を習得し、大規模な災害が発生した際に市民の安全・安心を守れるよう努めていきます。

女性消防団員の活動について



消防団概要

都道府県名 群馬県
 消防団名 藤岡市消防団
 実団員数 214名（うち女性団員15名）
 H Pアドレス <https://www.city.fujioka.gunma.jp/>
 消防団事務局 〒375-8601
 群馬県藤岡市中栗須327
 藤岡市役所 地域安全課
 電話 0274-22-7444
 メールアドレス syoubou@city.fujioka.gunma.jp

藤岡市消防団第10分団は15名の女性団員で構成されています。彼女達の活動内容から3点ご紹介させていただきます。

1つ目は、火災予防広報の一環である高齢者宅への防火訪問です。核家族化が進み更には超高齢社会に突入した中、夫婦だけ、あるいは一人暮らしの高齢者が増えています。いわゆる災害弱者であるこの方々に対して、有事はもとより平素から意識して頂くよう、防火だけでなく防災についても丁寧なアドバイスをしております。

中には話し相手もなかなかいないような方もいらっしゃるようで、話し相手をもらえて良かったなどの声もいただいております。



2つ目は、男性団員、女性防火クラブ員を対象とした普通救命講習です。

第10分団員は、応急手当普及員の資格を有しており、その質の高さは受講者から好評を得ています。また、教える立場、教わる立場が同じ消防団員ということもあり、団員同士の連携強化にもある一定の効果が見込めます。



3つ目は、訓練等への積極的な参加です。

新入団員への礼式訓練や女性消防操法訓練等がありますが、なかでも水防工法訓練で

活動内容

活動内容

は男性団員同様に土嚢作りに汗を流します。コロナ禍において今年度は参加を断念しましたが、女性団員のキビキビとした動作は、毎年、訓練参加者全体への士気向上の一役を担っております。



まだまだ紹介しきれない藤岡市消防団第10分団ですが、過去（平成17・21年度）には全国女性消防操法大会への出場実績もあり、男性団員に負けない活動をしております。

また、令和2年11月には、群馬県消防学校消防団員特別教育第1期女性団員科において、県内女性団員に向け、活動事例の発表もしております。

全国でも先駆けた女性消防団であるため、今後もさらに進化発展を目指していきます。



消防団概要

都道府県名

消防団名

実団員数

H P アドレス

消防団事務局

山梨県

北杜市消防団

1,653名（うち女性団員10名）

<http://www.city.hokuto.yamanashi.jp>

〒408-0188

山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1

北杜市役所 総務部 消防防災課 消防担当

電話 0551-42-1323

メールアドレス bousai@city.hokuto.lg.jp

活動内容

平成29年4月1日から北杜市消防団本部女性消防隊が発足し、訓練を始め、PR活動を行ってきました。

市内の各イベントにて、水消火器を使った初期消火訓練や消防団・防災に関する情報のパネル作成、クイズ等の広報活動を行いました。来場者にも非常に好評で幅広い年齢層に興味を持っていただき、消防団活動をアピールすることができました。

また、放課後児童クラブで小学生を対象とした防災訓練を行い、広報活動だけでなく、訓練活動も積極的に行ってています。

今年度から消防防災課では、Facebookを立ち上げ、消防・防災に関する情報を発信しています。新型コロナウイルスの影響で各行事も中止となり、女性消防隊も例年どおりの活動がなかなかできない状況でしたが、この状況をプラスに捉え今までできなかったSNSを使った情報発信を行うことが出来ました。



【SNSでの様子】



【SNSで防災グッズの紹介をしている様子】



【市内お祭り（ダイコン祭り）でパネル展示・クイズの啓発活動の様子】

活動内容



【放課後児童クラブで水消火器を使用した訓練の様子】



【訓練の様子】

特記事項

各イベントでは、パネル・クイズでの啓発活動がとても好評で、多くの来場者に興味を持ってもらうことができ、幅広い年齢層へ消防団活動をアピールできました。

SNSを使うことで、消防団員対象となる若い世代への情報発信がより強化されました。

活動内容

特記事項

仲間と救命技術を磨き、競技会初優勝！

消防団概要

都道府県名 岐阜県
 消防団名 瑞穂市消防団
 実団員数 246名（うち女性団員13名）
 H Pアドレス <http://www.city.mizuho.lg.jp/2505.htm>
 消防団事務局 〒501-0414
 岐阜県瑞穂市別府1288番地
 瑞穂市役所 市民協働安全課
 電話 058-327-4130
 メールアドレス siminkyo@city.mizuho.lg.jp



実施日：令和2年2月16日（日）

場所：ぎふメモリアルセンター

目的・経緯：心肺蘇生法、AED使用方法、三角巾による止血法などの救命技術を身に付け、また広く市民に普及させるため消防本部が実施する普通救命講習、日本赤十字社による応急手当講習を受講した。受講によって得た技術をさらに高めるため令和2年2月開催の第3回赤十字救急法競技会への出場、優勝を目指して練習を重ねた。初めての試みのため、練習も試行錯誤の連続であったが、団員相互に教えあい声を掛け合いながら練習を重ねることで、技術の向上のみならず女性班の結束力が高まっていった。

競技会には、県内各地の赤十字奉仕団など23チーム92名がエントリーし、消防団の参加は当市の女性班2チームのみであった。会場の大きさや観客の多さに気圧されつつも、練習通りに行なうことを心掛けた結果、初出場ながら優勝を勝ち取った。



▲競技会の様子



▲表彰式後（前列が優勝チーム）

- 競技会結果を市広報紙へ掲載するなどし、団員募集を行ったところ入団の申し込みがあった。
- 競技会までの練習で培った技術・知識を市民へ伝え啓発する活動を行っていく。
- 結束して練習した結果、「優勝できた」ということが団員にとって自信となり、活動に対するモチベーションが非常に高くなった。

舞鶴市朝来消防団女性消防団員による「広報紙」～地域のためにできること～



消防団概要

都道府県名	京都府
消防団名	舞鶴市朝来消防団
実団員数	51名（うち女性団員4名）
H P アドレス	http://www.maizuru119.com
消防団事務局	〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044 舞鶴市消防本部 消防総務課 総務係 電話 0773-66-0119 メールアドレス syoubou@city.maizuru.lg.jp

舞鶴市朝来消防団では、令和2年12月で第81号の発刊となる、広報紙『朝来消防団だより』を2ヶ月に1回発行し、管内地域全域や関係機関に配布しています。

以前は白黒の文字ばかりの堅苦しい広報紙でしたが、女性消防団員の入団を機に、女性消防団員がリーダーとなり取材、撮影、編集を行い、「消防団員の家族や地域の方々に消防団員が活動している姿を伝えたい」との強い思いで、子どもでも読みやすいように、女性ならではの視点を大切にしながら作成しています。

新入団員や消防団役員の紹介記事を顔写真入りで掲載し、専門用語の解説や豆知識を加えるなど、さまざまな工夫をしています。

また、風水害時の避難の一助となるよう、管内河川の位置や特徴を写真付きで掲載し、広報紙を通じて地域防災力の向上を目指すとともに、消防団員や消防団活動が身近なものとなるようPRし、消防団員の加入促進につなげていきたいと考えています。

今後も、女性消防団員として後継者の育成など活動の幅を広げ、地域のために活動していきたいと思います。

活動内容

「夫は、全く家では消防団活動の様子を話してくれなかっただけど、地域のためにこんな活動をしているのだということが広報紙を見てよく分かった。」

「地域の消防団員は男性ばかりで話しくなかったけど、女性団員の人が入って相談しやすくなった。」と、うれしい声を聞き、女性消防団として入団してよかったですと感じました。

特記事項

消防団概要

活動内容

特記事項

コロナ禍での大阪府女性消防団員研修会の実施



都道府県名 大阪府
 消防協会名 公益財団法人 大阪府消防協会
 実団員数 10,363名（うち女性団員266名）
 H P アドレス <http://www.ofsa.or.jp>
 消防協会事務局 〒540-0012
 大阪府大阪市中央区谷町2丁目2番20号
 公益財団法人 大阪府消防協会
 電話 06-6937-8119
 メールアドレス daisyo@ofsa.or.jp

実 施 日： 令和2年9月13日（日）
 場 所： KKRホテル大阪（大阪府大阪市中央区馬場町2-24）
 目的・経緯： 大阪府内の女性消防団員のより一層の活動能力の向上および活性化を図るとともに相互の情報交換を通じて府内消防団の充実発展に資することを目的として、平成17年度の第1回から概ね2年に1度開催しており8回目を迎える。

対 象： 府内女性消防団員
 内 容： 毎回、女性消防団員の意見や要望を取り入れた内容で実施しています。
 今回は、各消防団が考案した100円均一ショップで購入できる商品10点以内で作成するアイデアグッズ（テーマは防災・広報・感染予防など自由）の発表会を行ったほか、活動事例の発表も行いました。

【感染防止対策】

毎回、多くの団員が参加できるよう人数制限は設けておらず、参加者は150人を超えていましたが、今回は各団2名までに制限しました。動画による発表を希望された消防団もあり、事前に提出いただいた動画データを会場で放映しました。

研修会の内容では毎回大変好評である団員相互の意見交換会を取りやめました。

参加者のマスク着用、会場入口での検温、手指消毒の徹底に加え、配席のスペースを確保しました。

参加できなかった消防団員も内容を共有できるよう、研修会の模様を映像で記録したDVDメディアを配布したほか、WEBでも観ることが出来るようデータのURLを提供しました。



色々なアイデアを拝見できて参考になった、女性ならではの目線で考案したグッズは細かい配慮がされていて素晴らしかった、勉強になったことを他の団員と共有して地元で勧めて広げていきたい、と感想をいただきました。

また、コロナ禍で実施したことについても、研修会で発表する目標があったため団でも工夫して活動することができた、コロナで様々な活動が自粛されている中でも出来ることが凝縮された研修会だった、コロナの状況の中でも開催されたことでパワーをいただいた、と感想をいただきました。

消防団女性部による普通救命講習の実技指導



消防団概要

都道府県名	大分県
消防団名	日出町消防団
実団員数	282名（うち女性団員11名）
消防団事務局	〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 日出町役場総務課危機管理室 電話 0977-73-3150 メールアドレス soumu@town.hiji.lg.jp

活動内容

実施日：令和2年10月4日
場所：日出町役場 大会議室
対象：令和2年度防災士養成講習受講者
目的・経緯：防災士資格取得のための普通救命講習講師

コロナ禍で防災士養成講習の人数が制限される中、本年度日出町からは5名が防災士を目指すこととなりました。

その資格取得のために必要な普通救命講習において、女性部3名が心肺蘇生法（AED）の実技指導を行いました。

応急手当指導員の資格を従前より1名取得していましたが、昨年度新たに2名が取得し3名になったことにより、本年度から自前で開催することができることとしました。

受講生からは、「きめ細かな指導でわかりやすかった。」と好評でした。

また、受講生の中に「防災ママグループ」設立を目指している方もいて、終了後も熱心に質問や意見交換を行っており、今後に繋がる関係も築くことができました。

特記事項



女性部による高齢者宅防火診断 及び住宅用火災警報器調査



消防団概要

都道府県名	宮崎県
消防団名	日南市消防団
実団員数	1,061名（うち女性団員20名）
消防団事務局	〒889-2524 宮崎県日南市大字殿所2026番地9 日南市消防本部 総務課 総務係 電話 0987-23-7584 メールアドレス s-somu@city.nichinan.lg.jp

活動内容

実施日： 平成25年から（春・秋火災予防週間）

場所： 日南市各地区

目的・経緯： 日南市消防団女性部は平成15年に発足以来、毎年、春と秋の火災予防週間に日南市内各地区の高齢者宅を周り、火気使用状況やコンセント管理状況等の住宅防火診断を行っている。

平成23年の住宅用火災警報器設置義務化に伴い、平成25年からは住宅用火災警報器の設置調査を実施し、警報器未設置世帯への早めの設置を呼び掛けるなど、防火意識向上の啓発に努めている。

対象： 日南市内各地区

費用等： 配布用ポケットティッシュ 1,000個（15,000円）



効果等： 住宅訪問の際には、調査だけでなく災害時の避難場所の確認を行い、有事の際の早期避難の重要性も呼びかけている。調査を行った住宅の高齢の方からは、「警報器の取り扱い等がわからないから作動確認をしてもらつて安心した。」という感謝の声もいただいている。調査実施した住宅や不在宅にはリーフレットと警報器の設置場所等が記載されたポケットティッシュを配布し、設置及び交換の必要性も呼びかけている。

また、女性団員の方は、住宅を一軒ずつ周るのは大変だが感謝の声を励みにして市民の安全・安心のために積極的にこのような活動を行っていき地域と住民に貢献したいと意欲に満ちている。

今後の課題としては、現在の日南市の住宅用火災警報器の設置率は78%なので、未設置世帯には住宅用火災警報器の必要性を呼びかけ設置率を上げていきたい。

また、女性部の実員も増やして、応急手当や救急法の研修などを定期的に行っていき、災害時の後方支援隊としても十分に活躍できるように頑張っていきたい。

特記事項

その他の活動事例

分類	都道府県	団体・消防団	活動内容
訓練災害活動	北海道	新篠津消防団	<p>【連携訓練】 新篠津村主催の防災訓練に消防団が参加し、住民に対して訓練を披露しました。見学に来た人達からは、「訓練を通して実際に消防団活動を見ることができて、消防団への理解がより深まった。」との声が上がり、防災力の強化につながりました。</p>
	宮城	山元町消防団	<p>【総合防災訓練】 総合防災訓練において、津波避難時の周囲への広報と本部からの無線伝達訓練を実施し、併せて自治会単位で行われる防災教育の場に講師として参加し、消火器の取り扱いや土嚢作成等の指導を行いました。団員の消防技術の向上だけでなく、活動を通じて住民の皆さんに消防団を身近に感じてもらうことができ、地域での理解を深め、将来のなり手へのアピールの場にもなりました。</p>
	宮城	亘理町消防団	<p>【水防訓練】 水防技術の向上と水防体制の強化を目的として、近隣市町及び消防本部と合同で水防訓練を実施しました。訓練にあっては、豪雨により阿武隈川の水位が急激に上昇したという想定で、実践形式の水防工法を行いました。今後も、町民の安全・安心を守るために、消防本部、近隣市町と連携し水防工法技術の向上と継承のため、水防訓練を実施していきます。</p>
	宮城	大崎市消防団	<p>【感染拡大防止対策を講じた連携訓練の実施】 コロナ禍において、「団員の安全を第一」に考え、今年度の集合型の演習訓練等は全て中止としましたが、団員の士気の維持向上と消防署員との連携強化を図ることを目的に、規模を分散縮小すると共に、3密を回避しながら様々な訓練を実施しました。今後も全団員が一丸となって、この危機を乗り越える決意で取り組んでいきます。</p>
	宮城	登米市消防団	<p>【中継訓練】 遠方の水利から可搬ポンプを活用した中継訓練を実施しました。また併せて、先輩団員から後輩団員に放水の手順を指導することで、実際の災害現場でも応用可能な知識や経験を身に付けることができました。</p>
	神奈川	横浜市磯子消防団	<p>【火災防御等基礎訓練】 震災により消火栓が使用不能の中、木造密集地域からの出火を想定し、消防団単隊での延焼防止活動や倒壊した木造住宅からの救助活動スキル向上など災害対応力の強化を目的に基礎訓練を実施しました。今後は消火の基礎から発展した中継訓練や救助資機材等も活用したブラインド型複合訓練を実施することで災害対応能力の強化につなげていきたいです。</p>
	群馬	甘楽町消防団	<p>【地域防災訓練】 大規模な直下型地震により、道路・ライフラインの寸断や大規模火災が発生したことなどを想定し、地域防災訓練を実施しました。訓練にあっては、消火訓練等の他、新たに配備されたチェーンソーを用いた訓練を取り入れました。今後も多様化・激甚化する災害を想定し、いつどこで起こるかわからない災害に備え、住民の安全・安心を守つていけるよう、より一層努力していきたいです。</p>
	愛知	安城市消防団	<p>【大規模災害時対応訓練】 機能別団員が大規模災害に対応するため、消防署の保有する施設及び資機材の性能を把握するとともに、消防署員と災害時の行動について共通した認識を確立することを目的として対応訓練を実施しました。消防署員が普段から実施している活動を機能別団員とともに実施することは、連携強化に繋がり、また意見交換できたことは貴重な体験となりましたので、今後も機会を増やしていきたいです。</p>
	岐阜	土岐市消防団	<p>【コロナ禍での新任団員研修】 災害はいつ発生するかわからないことから、早急に新任団員研修を実施する必要があるため、感染防止対策（3密回避等）の措置を講じながら新任団員研修を実施しました。今後も訓練内容ごとにそれぞれの感染防止対策を行い、「新しい生活様式」のように「新しい訓練方式」を考慮していくことが必要であると考えます。</p>

分類	都道府県	団体・消防団	活動内容
訓練災害活動	徳島	小松島市消防団	<p>【救助資機材取扱い訓練】 大規模災害時等において、消防団員が、より効果的な救助活動ができる技術を習得することを目的に、当消防団で初めてとなる救助資機材取扱い訓練を実施しました。消防団員の災害対応能力が向上し、地域防災力の強化につながったと考えております、今後も引き続き実施していきたいです。</p> 
	愛媛	松山市消防団	<p>【災害対応訓練】 大規模災害時において、その時取るべき行動を把握し、実行できる災害対応力の向上を目的に災害対応訓練を実施しました。消防団にあつては、ヘリコプター離着陸場への散水及び場外警戒等を行いました。今後もこういった訓練を継続的に行い、いざという時の対応方法を身に付け、地域の団結力を高めていきたいです。</p> 
	愛媛	松野町消防団	<p>【消防団夏期訓練】 消防団活動に係る知識及び技能の習得を図り、安全かつ能率的に任務を遂行し得る団員の資質向上を目的に夏期訓練を実施しました。規律訓練等の各個訓練や建物火災を想定した消火訓練を行ったもので、今後は、火災や自然災害等の発生に備えて、車両、資機材、水利等の点検や定期的な訓練は、新型コロナウイルスの感染対策を講じ継続して実施していきたいです。</p> 
	福岡	大牟田市消防団	<p>【情報伝達訓練】 無線交信だけでは、伝達できない災害情報を補完するため、「LINE」を活用した画像データ情報伝達訓練を実施しました。検証の結果、「LINE」による画像データ情報伝達は、わかりやすく、無線伝達の補完ツールとしての活用が有効であることがわかりました。今後は、個人情報等に留意しながら、災害時に活用していきたいです。</p> 
	大分	杵築市消防団	<p>【高低差を想定した中継訓練】 「文化財防火デー」での防火訓練に併せて、水利から火点まで高低差がある火災現場を想定した中継訓練を実施しました。小型ポンプ及びポンプ車を複数台中継することにより高圧放水を可能とするもので、平地とは異なり、高低差がある現場では、ホース延長や圧力調整が難しく、今後も継続して実施していくことを確認しました。</p> 
広報・PR活動	宮城	登米市消防団	<p>【盆火特別警戒】 分団管轄地域を消防団車両（分団で1台）で警鐘・回転灯火し（アナウンス無し）、お盆期間中の迎え火・送り火を行う時間帯に巡回しながら、火の取扱い及び火災に注意を呼び掛けました。これは毎年実施しているもので、今後も火災予防意識の向上と定着につなげていきたいです。</p>
	宮城	登米市消防団	<p>【初午行事】 地域の防火・防災意識の普及・啓発を目的に、「火の用心」のお札と防火啓発品（イラスト入りポケットティッシュ）を作成しました。啓発物品にあっては、全世帯を戸別訪問し、暖房器具やガスコンロ等の取扱に注意するよう呼びかけを行いながら配布しました。地域での防火・防災意識の向上のため、今後も継続して実施していきたいです。</p>
	福島	会津若松市消防団	<p>【住宅用火災警報器設置調査】 未設置世帯を把握し住宅用火災警報器の設置を促進することを目的とし、消防署と消防団が協力して戸別訪問をしました。消防団員が管轄内の世帯を訪問し、住宅用火災警報器の設置状況や設置後の経過年数等の聞き取りを行い、必要に応じて地区での共同購入や設置啓発を進めたもので、今後は戸別訪問等による調査結果を基に設置率を算出し、設置率が低い地域を重点地区とするなど地域防災力の充実強化を図ります。</p>
	群馬	館林地区消防組合消防団	<p>【五色の出初式】 出初式における一斉放水において、2020東京オリンピックに関連し、五輪の色の放水を行いました。平和の祭典であるオリンピックにあやかり近年甚大化する災害に対して被害の減少を祈願したものです。カラフルな一斉放水は見学している子供たちにも好評で、式の最後には、地元のゆるキャラが園児と一緒に分列行進を行い、地域の皆さんへ火災予防運動及び注意喚起を行うことができました。</p> 
消防団員確保対策	宮城	塩竈消防団	<p>【防災啓発イベント】 消防団員の募集及び東日本大震災の経験を風化させないため、市民を対象とした防災啓発イベントを実施しました。消防団がどのような活動をしているのかを市民に知ってもらい、興味を持ってもらうための良い機会となったことから、今後も消防団が主体となって行うイベントとして、実施内容について様々なアイディアを集め、継続して行っていきたいです。</p> 
	宮城	栗原市消防団	<p>【フェイスブックでの団員募集】 新型コロナウイルス感染拡大のなか、市民が自宅でSNSを利用されることが増えると予想されたことから、フェイスブック投稿による団員の募集を実施しました。消防団員関係者や市民だけでなく、フェイスブック閲覧者による団員募集の情報拡散や現職の消防団員に新規団員を勧誘する意識付けができるることを期待しております。</p> 

分類	都道府県	団体・消防団	活動内容
消防員確保対策	群馬	みなかみ町消防団	<p>【機能別消防団員制度の創設】 山間部に位置する分団の団員減少に対応するため、また、町民の安全・安心の向上と消防力強化を図るため、機能別団員制度を創設しました。創設にあたり、必要な条例や規則の見直しを行い、制度を開始しましたが、現在、機能別団員数は3名にとどまっていますので、引き続き団員確保に向けた取組を継続していきます。</p> 
	島根	出雲市消防団	<p>【新規消防団員の加入促進】 準中型自動車運転免許及びA T免許限定解除の取得費用を補助し、各分団の消防活動の円滑な運営や消防団員の確保に資するため、出雲市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金交付要綱を制定しました。今後も制度を周知し、新団員募集時における入団の加入促進にも役立てていきたいです。</p>
	岡山	岡山県消防協会	<p>【消防団員募集PRバス】 今後益々、消防団の存在が必要となることから、もっと地域の皆様へ消防団の存在を認識してもらい、消防団員確保につなげるため、「消防団員募集」の広告をバスの側面に掲げ、岡山市内の運行を始めました。イラストはおかやまの消防団マスコットキャラクター団吉です。走る広告塔により、問い合わせの連絡が入ることを願っています。</p> 
	大分	竹田市消防団	<p>【成人式で消防団員募集】 若い世代が消防団活動に感じているネガティブな印象を払拭し、消防団活動への理解と興味を持ってもらうため、女性消防団員による寸劇を式内で実施しました。現在、この団員勧誘活動は、女性消防団員のみの活動であります、今後は男性消防団員の参加も予定しております。</p>
組織・装備の強化	宮城	南三陸町消防団	<p>【全分団にチェーンソーを配備】 近年頻発、激甚化する災害に備え、全ての消防団車両等に計45台のチェーンソーを配備し、併せて取扱い訓練を実施しました。その間もなく、台風第19号（令和元年東日本台風）により、町としては近年稀な台風被害となりましたが、配備したチェーンソーを活用し、消防団員が倒木等の撤去にあたるなど、大いに役立ちました。引き続き、装備の充実・訓練の実施をとおして地域防災力の強化に努めています。</p> 
	福島	富岡町消防団	<p>【物資等運搬対応型車両の導入】 物資等運搬対応型車両は、キャビン後部に資機材保管庫を設けた車両であり、大規模災害時においては、保管庫内のユニットを取り外すことで、天候に左右されず一度に多くの備蓄品等を搬送することができます。また、子どもにも親しみをもってもらえるようなデザインを採用し、イメージアップの広告塔としての役割も担っています。今後も消防団に期待される活動の幅を広げていきたいです。</p> 
教育訓練	岩手	釜石市消防団	<p>【健康づくりセミナー】 団員一人一人の健康に対する意識を高め、健康増進に役立つ知識や運動実技の方法を習得することで、健康面から公務災害防止にアプローチすることを目的に「健康づくりセミナー」を開催しました。本セミナーは、消防団員等公務災害補償等共済基金の助成・後援を受けて実施したもので、参加者からは、「生活習慣を見直すべききっかけとなった。他の団員にも伝えたい。」という声が多く聞こえました。</p> 
	宮崎	登米市消防団	<p>【男磨き、からだ磨き】 働き世代に多い健康問題（メタボ該当者・予備軍）について、日夜、消防活動に取り組んでいる働き世代の消防団員（男性）を対象に、健康への関心と運動への意識の向上を目的に講習会を実施しました。地域住民の安全を守るためにには、自身の健康にも気を付けなければならないという気持ちの新たな芽生えにつながりました。</p> 
	愛知	豊明市消防団	<p>【救助資機材取扱い訓練】 南海トラフを震源とした巨大地震の発生が懸念されるなか、地域防災の要である消防団の救助技術の向上を図り、大規模災害が発生した際に瓦礫建物等から救助活動を行えるよう、救助資機材取扱い訓練を実施しました。大規模災害時には、常備消防機関と連携して市民の安全確保に努めています。</p> 
	静岡	焼津市消防団	<p>【ドローン隊 ブラインド型訓練】 マルチコプター型無人航空機「ドローン」を導入したことから、災害時におけるより良い活用方法（迅速かつ的確な情報収集が可能であるか等）を検証するため、土砂災害を想定した訓練を実施しました。上空からの検索（要救助者・被害状況等の把握）は思った以上に困難であり、机上での入念な打ち合わせが必要となるなど、多くの課題が見つかりました。今後も継続して訓練に取り組んでいきます。</p> 
	大分	玖珠町消防団	<p>【火消大会（隔年）】 団員の士気高揚・消火活動の技術向上を目的に隔年で火消大会を開催しています。通常の操法大会とは異なり、実際の火災現場を想定した内容となっており、火災発生時に迅速かつ適切な消火活動に繋がっています。今後も組織力強化にむけて継続定め開催を目指します。</p> 



第 IV 章

新時代に対応した消防団
運営のあり方に関する講座
(出前講座)

2020年度 新時代に対応した消防団運営のあり方に関する講座 (出前講座)

日本消防協会では、消防団員の確保や消防団組織の充実強化、活性化を一層促進していくことを目的に、全国各地へ講師を派遣し、団員確保対策、組織運営、住民への啓発指導、災害対応などに関する具体的な方策について講座（出前講座）を開催し、今年度は、計6回実施いたしました。

また、最前線で活動する消防団員や防災関係者と講師が意見を交換する場を設けることにより、今後の消防団運営の一層の活性化に役立てたいと考えています。



兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科
教授 阪本 真由美 氏



富山県 小矢部市消防団
分団長 嶋田 幸恵 氏



新潟県 糸魚川市消防団
団長 斎藤 直文 氏



埼玉県消防協会第2ブロック連絡協議会
顧問 内村 良一 氏



(一財)消防防災科学センター
図上訓練指導員 中村 敏一 氏



(一社)リスクウォッチ
代表 長谷川 祐子 氏



(出前講座の様子)

各講座実施状況

回	実施日・場所	演題・講師
1	令和2年11月7日（土） 山口県	『災害対応事例と消防団活動について』 兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 教授 阪本 真由美 氏
2	令和2年12月5日（土） 秋田県	『いまこそ、生かそう！「女性消防団のチカラ」』 富山県 小矢部消防団 女性分団 分団長 嶋田 幸恵 氏
3	令和2年12月11日（金） 和歌山県	『糸魚川市駅北大火からの教訓～消防団はどう活動したか 大火から得た現状と課題～』 新潟県 糸魚川市消防団 団長 斎藤 直文 氏
4	令和2年12月12日（土） 山梨県	『先進的な訓練事例と消防団活動』 埼玉県消防協会第2ブロック連絡協議会 顧問 内村 良一 氏
5	令和2年12月13日（日） 宮城県	『災害図上訓練D I G（風水害版）』 (一財)消防防災科学センター 図上訓練指導員 中村 敏一 氏
6	令和3年3月6日（土） 長崎県	『“私たち”は常に“私”よりも強力～女性消防団として、災害への準備と戦いと復興の実践手法～』 (一社)リスクウォッチ 代表 長谷川 祐子 氏

**地域防災力の
充実強化と消防団**

新時代に対応した消防団運営

2020